

議事録

件名：	契約監視委員会（2019年度第2回）
日時：	2019年9月12日（木） 10:00～12:00
場所：	JICA 本部 6階特別会議室
委員長：	不破 邦俊 公認会計士
委員：	石村 光代 石村公認会計士・税理士事務所（公認会計士・税理士） 木下 誠也 日本大学危機管理学部 教授 遠山 康 遠山康法律事務所（弁護士） 戸川 正人 国際協力機構 監事
JICA：	植嶋理事、調達部（事務局）東城部長他 総務部、企画部、社会基盤・平和構築部、他関係部署
議題：	2018年度競争性のない随意契約の個別点検 研修委託契約における参加意思確認公募について

JICA：

2019年度第2回契約監視委員会を開催させていただきたいと思います。

お手元の資料でございますとおり、本日議題は二つでございます。一つ目が「2018年度競争性のない随意契約の個別点検」で、10件が対象でございます。二つ目が「研修委託契約における参加意思確認公募について」、以上でございます。

なお、委員の先生方には資料の事前ご送付の際にもご連絡を差し上げておりますが、前回第1回の委員会の議題3でご説明いたしました、2019年度の契約監視委員会の運営におきましては、今回第2回委員会の審議報告事項に「上半期契約実績」が記載されておりました。本年度から新しい調達・契約管理システムが導入されておりますけれども、システムの不具合等により、取りまとめに時間がかかってございます。このため、上半期契約実績につきましては、次回12月、第3回委員会の議題とさせていただきますたく、ご了承をお願い申し上げます。

また、議題2といたしましては、昨年度第4回委員会でJICA側の宿題となっております。また今年度、前回の第1回委員会の2018年度の総括においても言及させていただきました「研修委託契約における参加意思確認公募」について取り上げさせていただきます。

議事の進め方でございますけれども、議題1につきましては、初めに案件担当部より案件の背景、概要、随意契約の理由、金額の妥当性等につきまして、委員の先生方からの選定理由へのお答えも含めて、3分程度で簡潔に概要をご説明させていただき、委員の先生方からのご質問をいただくということで進行させていただければと思います。

議題 2 につきましては、事前に委員の皆さまからいただいたコメントも踏まえまして、事務局よりご説明申し上げ、委員の皆さまにご審議いただく形で進行させていただきます。議事進行へのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題 1 につきましては、委員に進行をお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議題 1 2018 年度競争性のない随意契約の個別点検

No.1 Contract with Security Guard in Main Office

/ Contract for Professional Security Guard in Office

委員：

では、議題 1 の「2018 年度競争性のない随意契約の個別点検」から始めたいと思います。ご説明のほう、よろしくお願いいたします。

JICA：

最初のこの案件につきましては、お手元にあります案件概要のとおり、アフガニスタンの首都カブールにある JICA 事務所の警備、それからそこで働く所員の護衛、それから移動時の護衛というようなことで、Sediqi 社というアフガニスタンの警備会社との契約に基づくものでございます。ご承知のようにアフガニスタンにつきましては外務省の渡航情報で、全国的に退避勧告が出ている国の中で、JICA が 2003 年から復興支援・平和構築という業務を遂行する上で、リスクのある中で仕事をするということで実施しております。今回、Sediqi 社と特命随意契約となりました運びにつきましては、この国にほかにもある警備会社の中で、やはり今関係者がいる、その安全を確保するために、いわゆる情報を秘匿しなければいけないということ、非常に社会情勢が混乱している中で、リークがあったり、それから内部通報があったりして、非常に情報の錯乱がある中で、一定の質を保ちながら業務を遂行するためには、容易に金額だけで会社を選定するというわけにはいかないということがあり、かつ我々の仕事の多くは先方機関に行ったり、あるいは先方が事務所に来てもらったりという、この行き来が非常に多いわけで、それ以外の、自由に歩いて何かサイトを調査するようなことがなかなかできない中で、その行き来をするためには、そこに付いてきてくれるガードマンが、お互いの組織の中で信頼を受けていなくてはいけないということもありまして、そういう関係で、昨日今日に雇った人間がいきなりどこかの省庁に入れるかという入れないこともあって、ある程度一定の期間、かつ我々の内部に持った情報を外に出さないということを厳守できる会社として、ここしかないということでございます。

金額につきましては、なかなか他社との比較というのができない中で、過年度の契約実績を基に、その都度交渉しながら決めていくということにしております。

委員：

問題はおっしゃるとおり、こういう特殊な事例は、いわゆる価格で決められる問題じゃないと思います。問題はないと思います。

委員：

過去にもこの案件、結構審議したような気がします。状況は理解させていただきました。これは特に問題ないということで。どうもありがとうございました。

では、次の2番目の案件に行きたいと思います。これは「国家警察能力強化支援プロジェクトフェーズ2」ということで、コートジボワール事務所の案件です。ご説明、お願いいたします。

No.2 国家警察能力強化支援プロジェクトフェーズ2（3年次）

JICA：

本件でございますけれども、もともとフェーズ1を2013年度から2015年度まで実施しておりまして、本件につきましては3年間、フェーズ2を実施してございます。

コートジボワールでございますけれども、ご存知のとおり、1999年に軍事クーデターがございまして、国家が分断されたという経緯がございます。そのため警察に対する信頼が非常に低下しているという状況を受けまして、このような協力を2013年から実施しているということでございます。

フェーズ1につきましては、現職国家警察3,900人、全警察の5分の1に対して研修を実施したということでございます。

フェーズ2でございますけれども、コートジボワールの治安の安定に伴いまして、国連のコートジボワール活動が撤退するという文脈の中で、この研修の実施というものを、先方の実施機関のほうにきちっと残していくという観点から、フェーズ2を実施したというものでございます。

業務内容につきましては、研修のワークショップですとか、技術移転ですとか、モニタリング評価などを、先方の政府に実施するというものであります。

本件はUNDP（国連開発計画）と特命随意契約を結んでございます。国連にもいろいろな機関がございしますが、UNDPはその中で唯一、紛争後の復興開発支援を所掌しております。また紛争後のガバナンスの支援ですとか治安セクター改革、これにつきましては非常に豊富な経験を持っている機関でございます。また当国におきましても、1998年からガバナンスですとか治安セクターのリードドナーとして活躍してきたという経緯がございます。そして、国家警察ですとか政府ですとかへのネットワークを持っている機関という観点で考えますと、UNDPしかないという状況でございます。

またフェーズ1につきましても、同じような理由でUNDPに本件委託してきておりまして、今回プロジェクトの第2フェーズの1年次、2年次につきましてもUNDPと契約を結

び、案件を実施してきたという経緯がございます。

このような背景からしましても、やはり UNDP のみを契約相手方として、競合他者というものは存在しないと我々は考えてございます。したがって UNDP との特命随意契約ということで、本件を実施させていただいたということでございます。

金額の妥当性でございますけれども、受注機関におけます過去の契約実績ですとか、我々の内部規定に従いまして単価等決めさせていただいております。したがって、これまでにいろいろな契約実績との比較を行いながら、金額の妥当性というのは確認してございます。

委員：

これの契約形態、ランプサム・コントラクトと言って、事前に契約時に全額を払うっていう形になっているかと思うのですけれども、そういう意味では最初の契約時にお金を払って、通常、例えば税金が使われる場合は、その効果の部分をちゃんと評価をする機会があるかと思うのですけれども、これは本当に契約時にお金を全部払って、もちろんちゃんと信頼できる場所で選ばれてはいるのですけれども、最終的には何のチェックもできないというのか、非公式に直接証拠書類を検査することを確約済みであるという文言が書いてあるのですが、そういう意味では何か丸投げしている。UNDP、国連機関なので厳しい会計ルールが定められているという形にはなっているのですけれども、お金を出しているのはこちらが出しているのであれば、もうちょっと非公式にではなく、フォローをする方法があるのではないのかと思います。

JICA：

こちらにつきましては、我々のほうも評価報告書という形で、どのような活動をしたのか、どのような金額の支出が行われたのかというところを報告書としていただいております。それをもってチェックしております。

委員：

JICA のほうでということですか。

JICA：

はい。我々のほうで評価報告書をいただいております。

委員：

最終成果品として活動報告書を作成すると書いてあるのは、UNDP のほうで活動報告書を作成してもらい、それを JICA に提出してもらっているのですね。

JICA：

はい。それを我々のほうで受領いたしまして、妥当性を確認させていただいております。

委員：

報告書ということですね。

JICA：

はい。

委員：

それは結構厚いのですか。どのくらいの。

JICA：

何頁ということは申し上げられないのですが、すみません、手元にはないものですから。ただ、10頁から20頁ぐらいのものというふうにご理解いただければと思います。

JICA：

全ての証憑が付いているという形にはなっていないのですけれども。

委員：

報告書ですね。

JICA：

そうですね。どういう形で支出をしたかというところも含めた報告書となっております。

委員：

分かりました。

委員：

活動の内容はその報告書で確認をする。その契約内容に沿っているかというのは確認した上で、仮にやっていないような活動があれば、それはその証拠書類を一応非公式ながら確認をして、全くやっていないのにお金を積んだというようなことはないという状況になっているということですね。

JICA：

おっしゃるとおりです。

委員：

そういうのが現実的には、例えば当初の計画どおりにいかないケースもあるじゃないですか。そういう場合も前払いでもう契約時に金額が固まって、それ以降調整は何もないということですね。

JICA：

基本的には活動の内容がありまして、もちろんそこで何らかの理由で活動ができなければ金額を変更するということになると思いますけれども、基本的には設定をした活動をそのとおり実施していただいて、それを活動報告書で確認をするという形になっております。

委員：

そうすると、当初の金額で一部変更したものもあるということですか。これに対して実績と実際支払った金額に後で差異が出て調整を、お金の返金なりという、そういうことは何もなく、今回のケースは当初のそのままということでしょうか。

JICA：

はい。当初の計画どおり活動を実施していただいて、その結果を活動報告書で確認をしているという形になります。

委員：

分かりました。ちょっと本当かなという部分もあるのですが、そういうやり方をやっていたらというので、分かりました。

委員：

ちょっと質問ですけれども、UNDP というところは、これは国連の機関で、そういう意味では非常に信頼性が高いというか、こういうことを頼むのであればほとんどこれしかないということはよく理解できますけれども、例えば、この組織はコートジボワールで JICA の仕事に対してだけではなくほかの国からも、いろいろなドナーからいろいろな仕事を受けて活動しておられるのですか。

JICA：

基本的にはいろいろなところからの受託金とかも受けて活動している機関でございます。

JICA：

本来であれば、警察分野の協力は日本の警察庁とか警視庁、県警等に専門家派遣等の協力を依頼します。ただ、現地の安全対策の関係上、日本人専門家が踏み入れられないというところについては、やむを得ず国際機関の力を借りて実施していきことがあります。そのとき、国連は国連で会計のルールをしっかりと持っているので、逐一証憑を出してチェックするというお金の出し方は困ると言われます。いつもこの辺は、非常に厳しい折衝になります。日本自身が国連の締約国でもあり、株主みたいなどころもあるので、信用しているということです。会計検査院からも指摘されますが、最終的には信用して実施するかたちになっています。

委員：

よろしいですか。

委員：

はい。

【補註】委員会後に本契約を主管したコートジボワール事務所に再確認したところ、次のとおり。

本契約については、全額前払いをしているものの、最終的には UNDP 本部が財務報告書に基づく精算確定処理を行い、仮に余剰金が発生すれば戻入処理されることになっている。ただし、UNDP 本部での処理には時間が掛かるため、仮に戻入処理される場合であっても過年度戻入となる。

委員：

次は3番目の案件についてです。3番目は東ティモール事務所の案件で、「『国産米の生産強化における農家世帯所得向上プロジェクト』におけるブルト灌漑施設の緊急対策工事の契約」となります。お願いいたします。

No.3 「国産米の生産強化における農家世帯所得向上プロジェクト」における ブルト灌漑施設の緊急対策工事の契約

JICA :

本件は技術協力プロジェクトの、東ティモールの国産米の生産強化のプロジェクトでございます。ただ、今回対象としております施設は、2013年度に我が国の無償資金協力で建設されました灌漑施設でございます。これは約15億円の予算で2017年に完工しております。この施設を整備の後、この技術協力を継続して、お米の生産増をするというプロジェクトになっておりますが、昨年の11月ごろより河川に設置した灌漑施設の護岸の脇がちょっと陥没するという事故が起きまして、当初は先方政府に引渡し後は先方政府の責任です。先方政府に予算化を求めましたが、東ティモールの財政難ということで、調整を図って日本側が対処することとしました。今年の1月22日になりまして、相当大きな陥没が確認されたということ、それから日々陥没が大きくなっていて擁壁が傾いているということで、このまま放置すると擁壁の倒壊ですとか、あるいは灌漑施設自体が使えなくなる恐れがある危険な状態だということ、急遽私どもは本部のほうから国際協力専門員、土木のエキスパートを現地に出しまして、対策工事について至急検討いたしました。その結果、日々状況が進んでおりますので、即刻工事ができる業者を探して、これは手当てをしなくてはならないという判断に至りまして、国際協力専門員によりまして業者からの価格、三社からの価格聞き取り、それから対策工事の中身、価格の聞き取り、それから簡易な設計を行いまして、業者を決定しました。

ただ、この業者の決定の過程でこの地域に、東ティモール首都からちょっと離れた、通常でも車で3時間ぐらい、重機なんか運ぶと半日程度かかる場所ですので、この小さい工事になかなか緊急に応じてくれる業者というのが、やはり地域で道路工事ですとかほかの工事をやっているような業者さんを中心に探しましたら一社しかこの現場付近にないということで、緊急に工事が開始できるこのJM Unipessoal LADという会社と520万円相当の契約を行いました。工事のほうは無事完了しまして、2月19日には完工しております。価格のほうは先ほど申し上げましたように、JICA本部から土木の国際協力専門員が現地に行きまして、価格調査を行った上で予定価格を設置しており、妥当なものと考えております。

委員 :

金額的にはそんなに大きくなって、こういう状況であれば緊急で工事しなきゃいけないというのも分かるのですけれども、そういう緊急のときにJICAの手続きとしてどんなふうにも、例えば承認手続き等どういうふうに行っていたかなというのをちょっと知りたくて、選定させていただきました。

JICA :

在外事務所の一定金額以上の特命随意契約ですと、本部で合議を行います。それで内容を確認しますが、緊急の場合には、通常は事前協議の合議と合わせて2回やるのですけれども、

決裁の合議だけにするとか、そういう形で手続きを早くやるということは行っております。

委員：

本部のほうに連絡をした上で、承認を取って進めるということですね。

JICA：

調達部で見えています。特命随意契約の場合、少額でないものは、本部で合議をしておるといってごまかしています。

委員：

事前に送っていただいた資料を見ますと、予算執行依頼書というもののコピーが入っておりまして、これは2019年1月4日の書類で、倉庫改装契約をするというようなことで、予算を500万円ぐらい取っておられるという資料が入っているのですけれども。この資料とこの工事との関係というのがどういうことなのかというのが、ちょっと分からなかったのですよ。

まず、この経緯を読ませていただくと、実際に問題というか、穴が空いているのが分かったのは2018年11月で、それからどんどん広がって行って、これはもう駄目だというのは1月22日ごろに判断して、その翌日に東ティモールの方の大統領が予算を拒否したのでできなくなりました。それで閣議で臨時予算も駄目になりました。そこで、JICAがやるしかなかったという状況だというふうに説明が書いてあるのですけれども、この予算、倉庫改修の金額というものの資料は、1月4日にこの工事に見合うような金額を予算取りしておられるのかなというふうに思ったのですが、これはどういうことなのか。

JICA：

これは、この予算を担当事業部から契約主体になる事務所に送金、つまり予算を移す際に、たまたま予定していました倉庫の建設費用がほぼ同じ金額だったため、それを緊急に流用して、それで緊急工事に入ったというものです。後でまた予算の状況を見ながら後回しにできる倉庫の契約につきましては、別途予算を調整して送るということにしまして、このときは緊急だったため、ほかの予算を、ほかの用途で送ったものを流用して工事を行ったというものです。

委員：

もしこの予算を取っていなかったら、この工事というのはもっと時間がかかったということなのか。

JICA：

もちろん、この送金をする予算執行依頼書自体は内部の決裁でございますので、一日二日でできるものでございますので、本来そういう形で行うべきでしょうけれども、いろいろな手続きも錯綜しておりましたので、とりあえず現地に送ってあるほぼそれに近い額の予算がございましたので、それを流用してよいということで、事務所に連絡して契約に至ったということでございます。

委員：

この 1 月ぐらいにもうこの工事をやるつもりで取ったのかなというような見方をしてしまったのですけれども、要するに、たまたまこれは本当にこの倉庫改装工事のために取ってあったのがあったので、それを緊急だから使ったということなのですか。

JICA：

はい。

JICA：

支出権を付与しても資金がなくて実施できないということはよくあります。資金と予算執行権の不一致を、流用により一時的に調整したのですね。

委員：

それで、1 月 28 日にこの調査団が来たというようなことだと思うのですけれども、契約はもう 2 月 1 日に取っていて、契約書のコピーを拝見するとすごく立派な契約書が作ってあって、この中に図面も入っているので、これって要するに、調査の方が来られてから相手先を見つけて、それからここまで、こう一気に作業なさったのですか。

JICA：

はい。この手のものは、契約書につきましてはひな形がございますので、実際に契約内定先ですとか交渉によって支払い条件ですとか、あと工事の中味は別件になりますので、ひな形自体は概ね標準的な東ティモールでよく使われているものを使っております。図面のほうは、やはり工事業者に出す以上はボリューム、工事数量の積算が要りますので、これは現地に入った専門家が 2 日間ないし 3 日間で行っております。

委員：

この図面というかこの文書は、JICA の方が作られたわけですか。

JICA：

はい。ひな形は全社的なひな形でございますけれども、大体その国によって法令がございますので、在外事務所のほうはこれまで通常使われているものを使って契約をしたというものでございます。

委員：

分かりました。ちょっと細かいことを聞いているのは、経緯を見ると、これはどうせ JICA がやるしかないなという状況が見えてきていたので、事前にいろいろやって準備はされていて、緊急にやれたのかなというような印象を受けたので、ちょっと細かいことを聞いているのですけれども。

JICA：

ただ、11 月当初はここまで擁壁が傾いたり倒壊するという恐れまでは我々も感じておらず、通常のメンテナンスの延長上で、そういった洗掘ですとかあるいは陥没というのは補修するというのは、相手側にやることを常に求めているわけですが、たまたまこのときは、詳しい気象情報とかないんですけれども雨季でございまして、相当増水していて、こう

ということが起きた。ただ気象データがないので、災害とまでは言い切れませんので、そういうふうに記載しておりませんが、そういうことでございます。

委員：

分かりました。事情は理解させていただきました。どうもありがとうございました。

次は4番目の案件で、アルバニア「『小規模農家金融包摂プロジェクト』に係る機材調達」の契約ということで、バルカン事務所の案件です。ご説明をお願いいたします。

No.4 アルバニア「小規模農家金融包摂プロジェクト」に係る機材調達の契約

JICA：

本件はアルバニアという小国の小規模農家を支援するマイクロファイナンスの体制を強化しようということで、特に現地で金融サービスを行っています一つの機関である貯蓄信用組合をモデルとして、金融サービスあるいは非金融サービス、小規模農家向けのサービスの体制強化の取り組みをしていくというものでございます。今回調達しましたものは、その貯蓄信用組合の基幹システム、バンキングのシステム、そのソフトと、それからハードの一式というものでございます。

まず、特命随意契約を特定の社としましたが、そのプロセスとしましては、まず大きくソフトのシステムそのものと、それから、それを支える実際のハードウェアという二つのコンポーネントがありますが、まずシステムに関しましては三つの条件を課しております。日常的には現地で、アルバニア語でオペレーションするものですので、アルバニアの国内での実績があることと、アルバニア語での対応ができること。それから、保守管理契約、その後の保守管理が非常に重要になりますので、これを提供できること。この三つを条件に企業を当たりました。

その結果、アルバニアの中には6社ほど、一応そのソフトの開発が可能とされる社があり、それから、アルバニアではないんですが、アルバニアに対してこういうシステムの提供が可能と思われる近隣も調査しまして、その結果3社、この合計9社に対して関心表明を求めました。アルバニアの企業6社に関しては、関心を表明しなかったということで、国外の3社が見積もりと提案書を出してきたということを受け、先ほどの三つの条件に沿うかどうかの比較検討を行いました。その結果、アルバニア語でサービスが提供できる、しかも保守サービスを提供できるという企業は1社しかなかったということでありまして、価格に関しましてはその3社から見積もりを取り、比較検討しまして、ただ、このシステムは非常にそれぞれの企業の提案の考え方によって、内訳のお金の付け方がだいぶ違って、実態上は大きな差がありました。

結果的にこのサービスを提供できるという1社の価格が、3社の中で価格そのものでは二番目に当たるのですが、ただ、一番安い会社はサービスを提供できないということから、サービスが提供できる中で一番安いということで、この企業と契約をするということに決め

たというものでございます。

それから、ハードウェアに関しましては、このソフトウェアのシステムとの整合性が最も重要でして、価格だけではなくて機材を納入するタイミングがちゃんとソフトの開発と整合的である必要があるということで、それをできる会社ということで、これも 3 社選んで見積もり比較をしましたが、結果、提供いただいたソフトの開発を担う会社からの提案がもっとも安価であったということもあり、一体性の観点からシステムとハードウェアを一体的に契約することに決めたと、そういう結論でございます。

もう一つは、この 1 億円を超える契約を、バルカン事務所という非常に小さな事務所の体制で可能なかどうかということにつきましては、まず仕様の詰め、それから、今ご説明した応札者の関心の表明の確認とか、それから、提案内容のチェック、いわゆる入札補助業務は、全てプロジェクトの実施そのものをコンサルタント契約していましたが、そのコンサルタントにシステムを担当する人間がアサインされていて、その人間が全て全面的にサポートし、機材そのものの納入と契約の検収は事務所で行っております。それ以外の業務については、実質そのサポートを受けてやっているということで、技術的には問題がないようにしています。また、仕様の内容等、あるいは調達の経緯、全てに関しましては、本部の私どものほうでコンサルタントの報告を受けて確認を行い、問題ないような形で進めたということでございます。

委員：

私が確認させていただきたいことは、今のご説明と案件概要シートで確認させていただきました。

委員：

ハードウェアの数を見るとサーバーが 3 個になっているのですけれども、システムのほうだと二つ、ライセンスが 2 個で、1 個、こっちのハードウェアのほうが 1 個多いと思うのですけれども。

JICA：

必ずしも一つのサーバーに一つのソフトウェアを入れるということでシステムが構成されているのではなくて、サーバー 3 台に対して二つのソフトウェアを組み合わせたシステムが導入されることによって、銀行全体のシステムが成立するということになります。1 台に 1 個インストールするということではございません。

委員：

金融システムということで、価格は 1 億 7,500 万円、高いか安いかと言うと、金融システムという大きな銀行を考えると、こんな値段で金融システムが入るのかという気はするのですけれども。この相手の金融機関というのは、これは比較的規模の小さいところなのでしょうか。

JICA：

こちらの金融機関の顧客というのは、農家の、しかも小規模な農家に限っているというと

ころがございます。もともと 1992 年に世界銀行が農民支援のために設立した銀行で、日本全国の規模ということでは比較してしまうとちょっと大きいですが、JA さんとちょっと似たような役割を担ったところがございます。会員数は設立当初 92 年の時点でゼロから始まって、昨年の時点で 6 万人ということですので、顧客数からすると、日本のメガバンクとかと比較すると小さい銀行とご理解いただければよろしいかと思っております。

委員：

その銀行が FED インベストという名前のところですか。

JICA：

はい。

JICA：

私どもが支援するのは最低限のシステムで、基本的には各金融機関の自助努力でそれを拡張していくと。支店数が増えれば、サービスが増えればそれを拡張していく、あるいは維持管理の経費は基本的に先方が、自分のところで努力として拡張していかなければならないということで、協力していますのは本当にミニマムなもので、規模からすると本当に考えられないぐらい、通常の銀行の金融システム、セキュリティも含めたシステムを考えますと、二桁ぐらい違うと思います。

委員：

もう一つお伺いしたかったのは、要するに、FED インベストという銀行が実際使うソフトそのものはあまり決めないで、なんでもいいから支援してくださいというスタンスだったということなのですか。

JICA：

そういうことではございません。こちらの技術協力プロジェクトを始める前に、基礎情報収集調査ということで、アルバニア全体のマイクロファイナンスの状況であるとか、金融機関のシステムの状況等を確認しております。こちらの FED インベストという銀行は、オランダの公的支援が入っていた時期がございまして、その時に、そもそもシステムのレビューを受けております。私どもはそのシステム・レビューの結果と、コンサルタントチームのシステム担当者がそのレビューを踏まえつつこの FED インベストと協議して、私どもも当然一緒になって協議し、システムの要件というものを決めておりますので、この FED インベストも当然、その中味については理解してもらった上で進めております。

委員：

調達するソフトウェアは、このフレックスキューブと言うのですか、これはもう最初に決まっていて、それを売ってくれるところを、あとサービスが付いているかどうかというのを検討したということですか。

JICA：

はい。

委員：

ハードウェアを拝見すると、200件とかそんなのが入っているのかなど。要するに、各銀行とかそういう支店みたいなところ、ワークステーションとかそういうのがそのぐらいの数になると。

JICA：

はい、60の支店がございますので、各支店に2台から3台の接続されたワークステーションがあるということです。

委員：

そうすると、実際に契約されたところは、このソフトを実際に、メーカーの関連のところと契約されたような形ですよ。

JICA：

このソフトがオラクルという、世界的にも非常にシェアの大きい企業ですけれども、こちらのソフトを導入する支援も含めて、この代理店の権利を持っている会社が納入するという形です。

委員：

正規代理店ですね。

JICA：

そうです、正規代理店でございます。

委員：

一番そういう意味では質的には問題はないということですね。どうもありがとうございました。

次は5番の案件にいきたいと思います。「有償資金協力システムにおける機能追加対応等業務（2018年度フェーズⅡ）」ということで、ご説明お願いいたします。

No.5 有償資金協力システムにおける機能追加対応等業務（2018年度フェーズⅡ）

JICA：

本件、ご案内の通りかと思っておりますけれども、JICAがやっております三本柱、技術協力、有償資金協力、無償資金協力、このうちの二つ目の有償資金協力を支える基幹システムの追加改修、追加機能ということでございます。有償資金協力につきましては、最近ですと1兆円規模の事業規模、それから、資産規模でいきますと10兆円超ということで、非常に大きい規模の事業を支える基幹システムである有償資金協力システム、これの機能追加ということになります。

2017年11月の終わりに本システムが稼働を開始しておりまして、以降、ユーザーのほうから確認ができたさまざまな要望、それからオペレーショナルリスクの観点から改修を必要とするもの、こういったものに対して対応していく必要があるということで、システム委

員会という内部の組織の確認も経て、2018年度に行ったものとなります。

中身としましては、フェーズを二つに分けておまして、今般の件はフェーズⅡということで、対象件数 27 件に対して、設計から製造・試験作業までを行ったものとなります。

本業務の特命随意契約の理由ということでございますけれども、本件システムについては構築を株式会社エヌ・ティ・ティ・データにやっていただいた中、やはり今回のシステムについては機能追加作業ということで、設計内容に関する知識経験が必要不可欠でありますこと、業務の継続性効率性、それからシステム保守に関する責任範囲の明確化といったことから、株式会社エヌ・ティ・ティ・データに引き続きやっていただくことが必要というふうに考えて、特命随意契約になってございます。

契約の金額の妥当性につきましては、追加機能につきまして課題ごとに作業工数を、私どもは精査しております。その精査のやり方につきましては、私どもの部署で雇用させていただいておりますシステムエンジニアを含めた、支援要員の確認作業も含めまして取っております。それから単価につきましては、システムの構築時に合意しました同社との単価、月額で 120 万円でございますけれども、これを継続適用しております。この金額につきましては、他社の SE の方の単価、通常ですとこの JECC という会社がこういう SE 単価の比較を行っておりますけれども、ここの金額と照らしても割安というか、妥当な金額ということも確認した上で契約に至っております。

委員：

このような追加契約の場合、どういうプロセスで選んでいるのか、あるいは価格設定をどうするのかというところを確認したかったので、適切にそこがなされていれば、契約について問題はないという気がいたします。対外的にちゃんと説明できる状況になっていれば、それでいいと思います。

JICA：

ありがとうございます。

委員：

いまの説明を伺いましたので、それ以上に質問等はありません。

委員：

では、特にご質問はないということで、この案件はこれで。

次は「FileMaker Server16 のライセンステクニカルサポート購入」の案件でございます。

No.6 FileMaker Server 16 ライセンス及びテクニカルサポート購入

JICA：

データベースソフトウェアは幾つかございますけれども、私どもが 20 年来使っております FileMaker というこのソフトウェアにつきまして、それまで使っておりましたバージョンに対してのサポート期限が切れるということで、最新バージョンに更新する必要があると

ということが本件背景でございます。このため、ライセンスそれからサポートサービスを各々5年分、開発元でございます FileMaker 社、現在は名前が変わって Claris 社というふうになっておりますけれども、当時 FileMaker 社と購入契約を結んだものとなっております。中身としましては、サーバー4台分の75クライアント同時接続の5年間分のライセンス、それからそれに対する5年分のテクニカルサポートということになります。

特命随意契約の理由でございますけれども、同社からボリュームライセンス割引価格ということで、カタログ価格よりも非常に安い金額を適用いただけるということで、この特命随意契約を結んだものでございます。

ライセンス利用料につきましてはカタログに対して非常に割安ということで、確認をさせていただきます。お次第です。

委員：

結構だと思いますが、こういう契約はなかなか難しいと思います。たぶんこれは適切なソフトだということで考えられているのかもしれませんが、不具合があったり、変更したいときは換えなきゃいけないね。そういうときはまた選び方が難しい。そのときにまた随意契約の説明ができるのかとかですね。そこのあたりは臨機応変に対応しなきゃいけないのかもしれませんが、日本の契約の考え方からすると説明が難しい案件かなという気はします。

ただ、この契約は問題ないと思っています。

JICA：

ありがとうございます。

委員：

この FileMaker というのは、これ結構古いデータベースシステムですか。

JICA：

ええ、20年ぐらい前からあります。

委員：

私もこういうソフトがあるというのは知っていたのですが、最近、あまりそのシェアは高くなってきているようで、それで、これを使っていると、技術屋さんを何かあったときに見つけるのは難しいとかいうような話を聞いたりもしているのですが、JICA はこれをとりあえず今いろんなシステムで使っておられるので、このまま行くということですよ。これをどこかで切り替えたりとか、そういう計画はあるのですか。

JICA：

はい、ご指摘のとおり、現在このバージョン自体は16バージョン目まできておりまして、そういう意味では最新ではあるのですが、やはり私どもとしても、いろんなシステム全体の最適な形をどうするかという観点から、FileMaker の使用については徐々に狭めて、別のやり方を考えておるといふ次第でございます。

委員：

はい、分かりました。どうもありがとうございました。

次の7番目の案件に行きたいと思います。「2018-2019年度システム全体最適化ボランティアシステム改修の工程監理業務」と、もう一つありまして「新制度対応に伴うボランティアシステム改修業務」、この二点ですね。

No.7 2018-2019年度システム全体最適化におけるボランティアシステム改修の工程監理業務 / 新制度対応に伴うボランティアシステム改修業務

JICA :

二件の契約につきましてご説明いたしますが、このボランティアシステムというものは2006年に開発をして2008年から稼働している、青年海外協力隊等のボランティアを派遣するための運用システムになっております。基本的には派遣の一切の手続き、および、また現地のいわゆるお手当等のそういった計算をして、しっかりと滞りなく現地のほうに届くように、そういったものを運用するためのシステムというふうになっております。

それで、一件目のほうでございますけども、こちら。まずは、システム全体の最適化というのは、これはJICA全体で進められた作業なのですけども、これまでボランティアもそうですが、各事業部、事業部で個別に運用していた、そういった基幹システムがあるわけですが、そのコアシステムを共通データベースのもとに、統合的により円滑かつ効果的に運用するために、組織全体でシステムの改変が進められました。それに伴いまして、我々のボランティアシステムも、それにうまく合致して運用できるようにシステムの改修が必要となったのが背景でございます。

それに基づきまして、この今回の随意契約の前に、実は2017年の9月から2018年の3月まで、その改変に伴ってこのボランティアシステムをどういうふうに改修すべきかという、そういった部分の提案をしていただくための技術支援のための契約を別途結ぶべく公示をさせていただきました。その際は公示に対して応募いただきまして、最終的にこの株式会社グローバル・パートナーズ・テクノロジー社の入札の結果落としていただきまして、その前の段階の調査を受託していただいております。

そこで、提案いただいた方針に基づきまして、今度は実際の改修が進むわけですが、今度はその改修が始まった段階で工程監理業務を行う必要が出てまいりまして、その際にどの業者をお願いすべきかといった議論をしたときに、やはりその前の全体の設計図をつくっていただいた会社が一番知見がある、かつ、このとき既に全体のシステム改修のスケジュール間でものごとを進めるに当たっては、非常にその中で素早く対応していく必要もございまして、ほかとの競争が難しいので、この社に随意契約をさせていただいたという経緯でございます。

単価等につきましては、類似の案件のほうと比較しまして安価であること、また、その工数についても、同じように比較する中で確認させていただいたというものでございます。

続きまして、新制度対応に伴うボランティアシステムの改修ですが、これは同じボランテ

ィアシステムの改修の作業なのですけども、今回ボランティアを派遣する制度の変更を行いました。その中で、お手当とかそういった支払方とかボランティアの 카테고리とかさまざまな変更を行ったわけですが、その変更システムに反映してシステムのほうでしっかりと運用できるように改修する必要が生じておりました。

その中で、今回その改修に伴いまして、日本電子計算株式会社に随意契約をさせていただいたわけですが、実はこの会社は 2006 年にこのシステムの開発に携わっていただいた会社でして、その後、実は 2008 年以降 10 年にわたって継続的に保守管理のほうもずっと担当していただいた会社でございます。実は非常に長く使ったシステムでありまして、制度の変更に伴い、かなりの回数の改修を繰り返しておりまして、かなり複雑化したシステムになっているのがちょっと現状でございます。実際のところちょっと他の業者が、こういった改修を行うことが難しい状況がございます。そういう中で、単価等につきましては、それに類似する改修工事の中身を確認いたしまして、それと同等、同じ金額であるということを確認した上で。ただ工程につきましては、その工程監理業者のほうのアドバイスもいただきながら、そこは確実に適切な工程であるということを確認しながら、随意契約をさせていただいたという経緯でございます。

委員：

確認なのですけれども、システム全体最適化のための改修と、新制度対応のための改修というのは、別物と理解してよろしいのですか。

JICA：

はい、おっしゃるとおりです。別物でございます。

委員：

承知いたしました。余談になってしまうのですけども、私、先ほど二つの改修は別物ですよねっていうふうに申し上げましたが、もともとは二つの改修を同じものだと誤解しておりまして、案件概要シートが一番目のものが二番目のものを工程監理するための契約だと思っておりました。そうしますと、改修が 2019 年 9 月 30 日までなのに、その改修の工程監理が 6 月 28 日で終わってしまうのは、おかしいのではないかというふうに思い、点検対象として選定させていただいた次第です。

JICA：

そこは、別になっております。

委員：

今申し上げたような疑問をもったきっかけというのが、資料 1 の「競争性のない随意契約理由欄」にある、グローバル・パートナーズ・テクノロジーは「2017 年 12 月より受注」し、「2017 年 9 月から業務を開始」という記載でして、12 月受注で 9 月開始というのは変だなと思って、改修業務・工程監理業務の全体像はどうなっているのだろうと思いながら事前にいただいた契約リストを拝見したところ、案件概要シートの二番目の契約が見つかったものですから、先ほどのような誤解と疑問が生じたわけです。

JICA :

12月に受注したというのは、「業務主管システム最適化対応のためのボランティアシステム改修業務」という契約を日本電子計算株式会社が2017年12月に受注したことを言っています。ちょっと書き方が非常に分かりにくい説明になっているのですが、こちらは最適化のためのシステム改修工事、そのものです。

その契約に先立って、株式会社グローバル・パートナーズ・テクノロジーは、「システム全体最適化におけるボランティア関連システム開発に関する技術支援業務」という契約を2017年9月に受注して、システム改修工事のための要件定義や、改修工事をどのような内容にするかを詰めるための作業を、2017年9月から開始していたものです。

委員 :

それも支援の話になるわけですか。

JICA :

はい。いま説明しました技術支援のほうは、今回点検対象となっている契約の一つ前の契約のことでして、そちらは総合評価落札方式の一般競争で選定されています。

委員 :

理解できました、ありがとうございます。最初は競争性のある形で相手先を選定して、継続業務だからそこが熟知しているので引き続きと、こういう理解でいいわけですね。

JICA :

はい、おっしゃるとおりでございます。

委員 :

理解しました。

委員 :

私も、この二本の関係がよく分からなくて悩んだのですが、この一本目のほうの工程监理業務のところ、最初のほうの説明で入札が不調に終わっているということが書いてあるのですけど。

JICA :

これは背景の部分、若干、ここまでは本来書かなくてもよかったのかなと私は思うのですが、実は当初、この全体最適化に向けてどういうふうに対応しようかと議論したときに、このボランティアシステムとあと別の部のシステムを統合しながら運用しようというのを想定した設計図を書いて入札を実施したのですがなかなか応札者がなくて、それは実際、非常に難しい技術的な提案を求めてしまったということに気づいて、それを分離して各々で改修を行いましょうということで、改めてボランティア単体で今度はそういった改修のための入札を行ったという経緯をちょっと書いた部分でして、そこまではちょっと今回のこの契約には直接かわりがない部分でございました。

委員 :

最適化をしようとして何かをくっつけようとしたけれど、それがややこしいというか。

JICA :

はい。非常に技術的に難しい提案を求めてしまって、なかなかそれに対して応札いただけなかったというのが実態です。それで、応札いただけるように分けて、それぞれで改修の入札のかけることによって応札いただいて対応できたという形になったと。

委員 :

それは、例えばこの日本電子計算株式会社というところが入札してくれるなどかいう、そういう期待があったんですね。

JICA :

彼らは、実はずっと保守メンテナンス等改修をずっとやってきた業者として、期待はありますが、基本的におそらくこちらのほうで事業を進めようというふうな意図があると思っ
ていまして、むしろほかのほうの業者さんに期待をしておりました。

委員 :

なるほど、分かりました。

JICA :

ちょっと文章が分かりにくかったようで申し訳ございません。

委員 :

ほかにご質問なければ。ではこの件は。

では8番目の案件に行きたいと思います。「二番町センタービル定期建物賃貸借契約」というところであります。

No.8 二番町センタービル定期建物賃貸借契約

JICA :

本件、現在 JICA 本部が入居しているビルの賃貸借契約でございますが、1階から6階までを賃借しています。

まず、本件契約におきまして、競争が困難な理由としましては、そもそも事務所の賃貸借契約は、立地や構造・環境等によって条件が大きく異なるため、一定の仕様に基づいて製品を調達するような物品の調達、ないしはつくり込むといったサービスの調達と違って、競争が非常に難しいという条件がございます。加えて、本件の特殊性につきましては、お配りしている概要資料の表で示していますが、近年、非常に空き物件が少ないという状況がございます。表の欄の「空室率」で示していますが、2013年10月、前回の契約のときが6.12%であったものが、2018年10月、今回の契約のときは2.19%まで低下しており、これは過去最低に近い水準であるということを伺っております。そうしたことから市場には、ほとんど空き物件が出ていない状況でございます。加えて、JICA 事務所の特殊な状況としましては、5千坪以上の大規模なフロアを賃借しているということがあり、こういった大規模な物件は、ほとんど皆無といった状況でございます。

続きまして、価格の妥当性でございますが、先ほどの表の上段になりますが、「平均賃料の比較」という欄をご覧ください。そこを見ていただくとおり、5年前を100とすると昨年は128.07と、大体28%ぐらいの上昇になっております。また下の②にも同じようなグラフを付けてございます。①と②は業者が違いますので若干数字は違いますが、どちらも不動産業界では広く使われている数字でございます。こちらのほうで見ますと、棒グラフの部分に金額が出ているのですが、2018年第3四半期で見ますと坪当たり大体37,050円が一般的な金額であるということが記載されております。こちらの金額の対象とされているビルにつきましては下に注釈があり、グレードA物件の想定成約賃料という書きぶりがされております。グレードAの内容につきましてはそこに書かれているとおりですが、現在賃借中のJICAビルと条件的に近い物件になります。

先ほどの上昇率を比較しましても、一般的に市場では28%上昇している、加えて金額につきましても、37,000円程度が平均であるということで、現在の賃借料は、金額的にも妥当であると判断している次第でございます。

【補注】JICAからはこの他に、坪当たり賃料の変遷に関する説明がなされたが、当該部分については契約上の守秘義務との関係で、議事録には残していない。

委員：

今のご説明で私が求めていたことは理解できました。抽象的にこういう物件で移転はなかなか難しいというのではなく、まさに今ご説明いただいたような具体的な裏付けがないと、どこまでのことを開示できるかは別にして、例えばの話、国民の方からこんな贅沢なビルに入らなくてもいいのではないかと問われたときに、いやいや、業務を行っていく上でこういうスペックが必要という、具体的な裏付けを持ってご説明いただけるような体制を整えていただくことが必要かなと思うのですけれども、まさに今、そのような検討をなさっているというふうに理解できましたので、私からは特にございません。

委員：

私がこれを選定させていただいた理由としては、金額が大きいというのが先ずあるのですけれども、以前、私はこの三番町の辺りに本社ビルがある会社に勤めていたのですが、その建物が7階建てで、地下2階で、たぶん床面積が5,000平米ぐらいあるところで、値段を考えるとこの5年分の賃料より安く買えるのですね。

たぶん、この床面積を確保しようと思うと、オフィスがばらばらになるとだめだというのはあるのですけれども、2008年から今回の契約が終わるまでの15年間の全部で、このぐらいの面積のビルが買えそうだなという気がしたのですが、JICAはビルを買ったりとか、そういうことはしないというか、してはいけないのですか。

買ってもしようがないという議論は当然あると思うというか、別に、買ったほうが良いと言うつもりもないのですけれども、経済的に考えると、この5年間で111億円をずっとこ

れから払っていくというのは結構な負担かなと思って、ちょっとそこらへんは、何ともお答えできない質問ですか。

JICA :

ここに決めるまでに、20件以上物件を当たりました。16年ちょっと前に JICA と JBIC の統合がありましたが、効率的に統合後の組織をつくっていくということもありますし、業務環境上も一体的に仕事をしていく必要があるということで、職員が全員集合できるビルに引っ越すことを前提としていました。

当時は物件が本当になくて、結果的にここの物件に移転できたのも、統合の1年後です。ですから、それまでの間、相当な物件を探しましたが、当時は本当にありませんでした。

それから、当初はご指摘のとおり、購入の可能性も検討してまいりましたが、独立行政法人が資産を持つということに対して、国の予算当局はなかなか認めていただけないのが通常です。もともと自社物件、自社ビルを持っていて、そこが移転するという場合は資産の転用でいいのですけれども、JICA のようにもともと資産がないところで資産を形成することそのものが、独立行政法人が5年単位でその必要性を洗い替えするという組織には相応しくない。また、予算の性質も異なり、賃料として毎月出費していく場合と資産を保持する場合とでは予算が異なるということもあり、問題がありました。

他方、統合した旧 JBIC は竹橋にあるビルの一部を所有してしまっていて、それも活用しながらここの物件の一部を購入できないかといった話も協議をしました。ただ、そうした検討はしてまいりましたが、結果的に実現しませんでした。現在に至るまで、物件を購入し、そこに本部を移すということができなかったという経緯があります。

委員 :

ご丁寧にご説明していただいてありがとうございます。この金額を見てちょっと驚いたというだけのお話なのですから、では、この件は終わります。

9番目の案件に移りたいと思います。「2018年度国別研修『インド高速鉄道公社幹部研修』」について説明をお願いします。

No.9 2018年度国別研修「インド高速鉄道公社幹部研修」

JICA :

本件は今お話があった国別研修が対象の案件なのですが、その前にインド高速鉄道について背景を申し上げますと、こちらの2015年に日本とインドの首脳会談で実施の方向が決まりまして、その際に日本の新幹線システムをインドで整備すること、それから円借款を供与して建設費を支援すること、人材育成を支援すること、まさに閣僚レベルの委員会をつくって進捗を協議すること、この4点が決まったということでございます。

これを受けて、日本政府のほうから JR 東日本に協力要請がなされまして、その後、閣僚級の委員会で詳細設計については日本の JICA の技術協力で実施するということが決まり、

かつ、その詳細設計を担うことができる会社というのが JR 東日本の子会社である日本コンサルタンツ株式会社しかいっしょにいないですねということで、この会社が詳細設計も実施しているという背景がございます。

これを受けて、今回の対象の 2018 年度の国別研修でございますが、契約金額が 1,093 万円ちょうどということで、昨年度の下半期に実施をしたものでございます。具体的には、インドから 14 人ほど 2 週間日本に滞在いただく研修をしたということでございます。

このインド高速鉄道公社というのは、この事業を実施するためにインド政府が設立した会社でございます。2017 年度以降、順次人を雇用してきているわけですが、幹部の方々も 17 年度になって、次々に雇用されてきたと。ただインドでは高速鉄道を実施した経験がないということで、この幹部職員に対してさまざまな研修をするということも、冒頭に申し上げた、インド高速鉄道に関する日本とインドの協力の観点から重要ということで、この研修を実施したということでございます。

内容については、研修プログラムの作成、研修教材の作成、会場等の手配、研修者からの技術的質問への回答、技術討論会の準備等々、一般的な研修で実施をしているものでございますが、特筆すべき点は二つございまして、一つは詳細設計を実施しておりますので、この詳細設計の内容を受け手であるインド高速鉄道公社の幹部として、きちんとご理解をいただくために、日本で実際どういうことをやっているかというのを見ていただくということ。それから、これは新幹線特有というか鉄道特有なんですが、土木・建築・車両・電気と非常に技術分野が多岐にわたっているシステムでございまして、これらのものを一気に幹部の方々にご覧いただいて理解いただくと。この二つが、この研修の特徴ということになります。

この契約の相手方が日本コンサルタンツ株式会社になったというのは、先ほど申し上げたとおり、JR 東日本の新幹線システムを輸出するためには、その子会社であって、海外にこういった業務を展開する際の業務を担っているこの会社しかできないということと、それから先ほどご説明した、詳細設計調査とも関連性がございますので、こちらも詳細設計の内容、課題を理解されている方々に、研修を実施していただく必要があったということでございます。

単価等については、JICA のほうで設けております見積書の作成マニュアルに基づいて、交通費、講師謝金等を定めたということで、この契約金額になっているというものでございます。

委員：

インド高速鉄道は大きな案件で、今後もその契約がたくさん続いていくと思われましたので、この案件の背景とか経緯を委員会の中でも十分確認をしておく必要があると思った点と、念のためその契約金額が妥当であるか、またどのように決められているかという仕組みも確認をしたいという点から質問をしました。

今の説明で、適切なプロセスにより適切に契約金額が決められていることを私なりに理

解をいたしました。

委員：

では、この件は、どうもありがとうございました。

次の案件です。10 番目ですね。「健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバルリーダー育成プログラム委託講座に係る業務委託契約」ということで、ご説明をお願いします。

No.10 健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバルリーダー育成プログラム委託講座に係る業務委託契約

JICA：

この案件の概要、背景を含めて、先ずご説明させていただきます。もともとの経緯は、2016 年の G7 伊勢志摩サミット、それから同年に行われました TICAD VI、こちらのほうで特にアフリカを中心に、健康危機、いわゆる感染症の突発的な流行ですね。そういったものに対応できるような、強靱な保健システムをつくっていかなければならないということが国際的にも合意されまして、日本もそれに向けて、積極的に支援していくということが、政治レベルで決定されたということがございます。

それを受けて実施機関の JICA としてつくったのが、このプログラムを含む一連のアフリカの感染症対策、健康危機対応の強化に資するプログラムでして、実はこの研修のほかにも、現地の感染症研究所に対する無償資金協力、あるいは技術協力、それから現地で新たに感染症の健康危機対応のために設立されたアフリカ CDC (Centers for Disease Control and Prevention) という AU (アフリカ連合) の機関があるのですけれども、そういったところとのネットワークとかも含めた一連のパッケージの協力として実施している中で、特に日本の優れた教育機関とパートナーシップを結んで、中・長期的な将来のアフリカの感染症対策のリーダーを育てるプログラムをやっていこうということで始めたのが、この健康危機対応能力強化に向けた感染対策グローバルリーダー育成プログラムというものになります。

このプログラムをやるときに、JICA のほうで選定させていただいたのが、一つは長崎大学で、もう一つは北海道大学になります。この選定理由については、案件概要シート 27 頁の囲んであるところに書いてあるのが理由でして。簡単にいうと、長崎大学、それからこの北海道大学は世界的にこの感染症対策で非常に認知されている大学であるということが、選定の大きな理由になっています。

細かく理由が書いてありますけれども、日本国内で文科省の博士課程のグローバルリーディングプログラム事業というものがあるのですが、感染症分野で選定されているのがこの北海道大学と長崎大学、この二つであります。あと非常に重要なのが、WHO (世界保健機構) が世界の中からコラボレーションセンターというのを選んでいて、特定の健康領域について世界でも本当に優れた研究、あるいは人材育成をやるところで、WHO と共同して世界の人材育成とか研究をリードしていくところというのを選んでいのですが、感染

症分野で日本で選ばれているのが、この長崎大学と北海道大学の2校しかないのです。そういったことで、やはり世界に通じるブランドを持っている日本の大学ということで、この北海道大学と長崎大学とパートナーシップを結ばせていただいて、そこに留学生という形で受け入れていただくということで始めたのが、このプログラムです。

その中で、特に北海道大学とのこの委託講座については契約を結ばせていただいているのですけれども、なぜかと言いますと、北海道大学のほうでお願いしたのは、特に人獣共通感染症というものがございまして、これは動物にも感染するし人にも感染するという病気です。実は感染症による健康危機で一番問題になっているのは、この人獣共通感染症でして、例えば、いまコンゴ民主共和国で流行しているエボラとか、あるいは鳥インフルエンザとかありますけれども、突発的に流行して、大規模な経済被害とか社会被害を起こす病気というのは、多くがこの人獣共通感染症というもので、もともと野生動物とか家畜の中で流行しているものが、あるきっかけで人間にうつって、それで人間の中にはあまり免疫がないものですから、爆発的に流行するという形になります。

特に人獣共通感染症対策に特化したプログラムを持っているのが北海道大学なのです。北海道大学は、1980年代から JICA の協力で、アフリカのザンビアに獣医学部を設立するという協力をやっていたのですが、それからずっと今までザンビア大学とパートナーシップが続いているのです。元々は獣医のほうから入っているのですが、今は獣医系と人の医療のほう、これが一緒になって、人獣共通感染症の対策に取り組むということ、日本でも本当にトップクラスというか先進的な取り組みをやっていらっしゃるところで、さらに持っておられる博士課程に加えてポストクのプログラムをつくっていただいたのです。それは、学位を取って帰って、長期的にその国の感染症対策にかかわっていただく人をつくることも重要なのですけれども、もうドクターとかを持っていて、だけれどもより実践的な力を身に付けて、今ある目の前のいろいろな感染症問題、そういったものに対処できる人材をつくるということも非常に重要なので、そのための特別なプログラムをぜひつくっていただきたいということで、北海道大学と相談させていただいて、それが形になって実現したのが、この業務委託になっている委託講座という形になります。

具体的には、その中で二人の専任の先生を配置していただいて、人獣共通感染症に特に焦点を当てて、アカデミックなものだけではなく国際機関とのパートナーシップなど、非常に実践的な海外での研修等も含めて、実践的なプログラムをやっていただくというための講座を設けていただいているという形になっています。そういった形の契約になっているのがこの契約になります。

金額の積算は、基本的に二人の専任教員をアサインしていただくための、直接人件費プラス 30%の間接管理費という形になっていて、その金額の合計になっています。それで、人件費の単価については、基本的には北海道大学の持っている給与表といいますか、大学の基準に沿った形になっています。なぜ二人必要かということは、そのプログラムでは、ポストクのほうで 3 人、博士課程のほうで 5 人、年間受け入れていただく計画になってい

まして、それを積み重ねていきますと、だいたい4年、4バッチ入れると32。今、既存の博士課程があるのですけれども、そこにプラスアルファで受け入れていただかなくてはならなくなるので、そうすると教員と学生の比率を適正なレベルに保つためには、やはり二人は絶対必要だという計算の基に二人というのを出示して、それに従って金額を出しているという形になります。

委員：

大学との契約というよりは、さきほどのインド高速鉄道も同様に、留学生のシステムや留学生の関係での契約が今後増えてくると思うので、留学生の大学の選定の方法、そのときの契約の方法、単価の設定などが適切になされているのかを、こういう場で確認をさせていただきたかったため、質問をしました。北海道大学については今の説明でよく分かりました。

ただ、ここの説明に書いていただいているとおり、複数の覚え書き・締結大学の中から、要するに研修員が選んで、そことは随意契約になる、そういう関係だというふうに思いますが、その点を改めて確認させていただきたいと思います。

JICA：

大学との契約については、研修員が大学に入学して、そこで教育研究をしてもらうための大学との研修員受入委託契約、もう一つは研修員受入において、教育研究内容にさらに付加価値を付けるための委託講座を設置していくための契約という、二つの種類がございます。

最初の研修員受入委託契約につきましては、基本的には委員がおっしゃったとおり、研修員に対して、日本において英語で教育研究できる大学を提示いたしまして、その中から研修員が受験して合格した大学と随意契約を締結しております。

一方で、本件感染症のプログラムのように、一般的に研修員に選んでください、というものではなくて、この教育研究の目的は当該大学以外には行うことができない場合には、研修員に対して、当該大学を受験するよう勧奨し、合格した場合には当該大学と随意契約を締結しております。

委員：

この金額は今ご説明がありましたように、2名の先生とか教授と准教授の人件費と、それからその30%を管理費として上げていましたということで、これは契約期間が45ヶ月だと思うのですが、これは要するに45ヶ月分の二人分の給料は、73,736,000円ぐらいということよろしいのですか。

JICA：

はい、そうです。

委員：

そうすると、2名で1カ月1,638,000円ぐらいですので、いわゆるサラリーにたぶん社会保険料なんかも含めた人件費としてはあんまり思ったより高くないかと、そんなレベルなんだなということを感じました。それで、この2名の方というのはポスドクの講座の専任というような形になるのですか。

JICA :

主にポストドクのほうを見ていただいていますけども、博士課程のほうも見ていただいています。**JICA** の進める開発大学院というのがあり、特に日本の感染症対策の歴史的な経験ですとか、世界の感染症対策における日本の役割ですとか、そういったもの、いままでは必ずしも力を入れて教えられてなかった部分もプログラムの中で教えていただくように、博士課程の一部も見ていただくことにしております。

委員 :

そうすると、この先生は要するに北海道大学大学院のほうで人を選ばれて、適当だと思っただ方をそこに充てていると。それで、その人件費を **JICA** が支援しているという基本のスタイルですね。

JICA :

はい、そうです。

委員 :

この説明の資料のところちょっとお話が出ましたけど、学生一人当たりの専任教員の人数とかいうことで、それが現在は北海道大学の場合専任教員一人当たりの学生数は 1.55 であるが、この **JICA** の留学生を受けると学生が増えるので、現行のままですと 2021 年 4 月以降には 2.58 となり、これはほかの水準と比べてもすごく大きくなってしまいます。だから困るので、そのあとの 2 名は追加させてほしいというようなことでこの支援が始ったというような説明になっているのですが、ここの説明だけみると 2 名を配置した場合でも、留学生がどんどん増えていくと一人当たりの学生数が 2.42 になるっていうふうな数字になっているのですが、そうすると、この留学生を受けたことによって、国内のこの博士課程は先生と学生の比率でいくと、ずいぶんレベルが下がっちゃうと思ったのですが、これはどういうことなのか。

JICA :

そこはレベルを落とさないように、先生方が努力してくださっているとは思いますが。

JICA :

委託講座は、文部科学省の寄附講座に関する通知に準じた形で設置しており、寄附講座の構成教員は 2 名以上ということになっています。寄附講座は、大学において何か新しく教育研究を充実させる、あるいはその研究を多様化させるというときに設置することができるのですが、これを踏まえて、日本の感染症に関する歴史・経験についての教育を充実させるために委託講座を設置したものです。教員の人数についても寄附講座の枠組みに準じて 2 名の人件費を **JICA** のほうで負担するという形になっております。

委員 :

要するに人数が、例えばこの説明ですと、現在、博士課程は 48 名が定員ですと。それで、**JICA** のほうから受け入れる人数が今後 32 名に追加になるというので、これって要するに 2 名増やすだけだと、とても対応できないと思うのですね。それは要するに北海道大学のほう

で何か努力をして、レベルを保つということで理解していけばよろしいのですよね。そこまでは JICA は責任持たないというか。

JICA :

北海道大学のほうではやはりこの取組みを通じて様々なプラスの面もあるということで、トータルとしてみていただいているということだと思います。

委員 :

具体的に海外から北海道大学に留学する場合には、その留学生に対する授業料とか入金金とか生活費とかなんか、奨学金ですか。別途出るので、それはそれで一人留学生受ければいくらお金は大学に入るというようなことでよろしいのですね。

JICA :

はい、そうです。

委員 :

ただ、それだけだとたぶんあんまり採算合わないと思うのですが、それは学生が増えれば補助金も増えるとか、そういうようなことで対応するということなのですかね。あまりここで質問することではないかもしれませんが。

というのは、要するに優れたところであるからということで JICA がどっと人を放り込むと、既存の学生も先生と学生の比率でいくと、あんまり面倒をみてもらえなくなってしまうというような状況になるというのは、まずいような気がしたので、お聞きしました。

JICA :

留学生の数につきましては文部科学省が定める大学・研究科毎の入学定員がありまして、その枠内で大学が入学を認めることになっております。文部科学省の国費外国人留学生は入学定員から控除されていますが、JICA の留学生は私費留学生という扱いになっており、扱いとしては定員の中にカウントされるものということになっておりますので、大学の運営の中で定員を超えて JICA の留学生は受けられないということになるかと思っております。私どもとしてはなるべく多く受験してなるべく多く入ってもらいたいと思っておりますけれども、大学の規定の中で運用がされていくということになるかと思っております。

委員 :

分かりました。ご説明ありがとうございました。

以上 10 項目全て終わりました。

議題 2 研修委託契約における参加意思確認公募について

JICA :

それでは議題 2 いたしまして、「研修委託契約における参加意思確認公募について」、事務局のほうからご説明もうしあげます。

JICA :

本件議題につきましては、昨年度の契約監視委員会での議論を通じて、参加意思確認公募の適用基準を改めて検討すべきと考えられたことを踏まえ、本日の契約監視委員会において見直し案について審議いただくということでございます。

お手元に配布させていただきました資料では 28 頁目以降が該当する内容になっており、特に 29 頁目に記載しております参加意思確認公募を適用する基準事由につきまして、この内容で適切であるかという点についてご審議いただければと思います。

本日の限られた時間の中でのなるべく効率的にご審議いただくことができればと思い、この 28 頁目以降の資料につきましては先生方にメールで、昨年度の契約監視委員会の議事録等々を加えて事前にお送りし、ご確認いただいております。そして、昨日までに先生方から複数のご質問をいただきました。「契約研修委託契約における参加意思確認公募の適用基準について 補足説明資料」という資料を本日追加配布させていただきましたが、先生方からいただきました質問と、それに対する私どもの考え方を書き示したのになります。この資料に沿って私のほうから説明させていただき、その上で改めてご意見ご質問等をいただくという形で、進めさせていただければと思います。

まず一番上の「所管地域という概念が参加意思確認公募に関してはまったく適用されなくなるのか。そうではなく、所管地域という概念を前提として、改定後の参考基準を適用することになるのか」というご質問、そして「競争性のない随意契約について、もともと所管地域による受注者の縛りが無い、あるいは縛りがあるのか。所管地域という概念が競争性のない随意契約にも適用されるのか否か」というご質問でございます。3 点目は「所管地域を限定した基準は競合他者への公平性確保と新たなパートナー発掘のために撤廃すべきですが、全て廃止となると全国に散在する国内拠点の本来の JICA 事業の展開の方向性を否定することにならないか」との質問をいただいております。これらの質問に対する現在の考え方などについて質問の下に記載しております。参加意思確認公募、それから競争性のない随意契約につきましても、制度そのものに所管地域という概念を前提する、もしくは無条件に適用するというものではございません。しかしながら、いずれの選定方式でございまして、その契約の内容、業務の内容によっては各国内機関が所管する地域の特性が必要となるのか否かによって、所管地域という考え方を基準概念として加味していくということはあり得ると考えております。

中ほどのパラグラフに具体例として書かせていただいておりますが、例えば太平洋州の島嶼国のような地理的な特色を持つ国々に対する技術協力研修について、地域の類似性ということで沖縄県の団体に優位性がある場合、あるいは技術協力研修を北海道や沖縄県といった地域振興政策の一環として奨励するような場合などのケースは、地域という考え方が基準概念として加わることはあり得るだろうと考えます。

もう一点、四国センターと鳴門教育大学の案件の契約について言及をいただいておりますが、この契約につきましては国内機関としての役割ということに加えてもともと案件

の初期段階から鳴門教育大学の協力を得て研修事業を企画形成しているという側面もあって、特命随意契約にしたという経緯がございます。

資料の下の方でございますもう一つのご質問は、実際何パーセントの参加意思確認公募に応募者が現れていて、そのうち実際に参加意思確認公募に応募した方が受注したのはどれくらいあるかということですが、昨年度の実績で見ますと、参加意思確認公募の契約数は全部で 138 件でございます。その中で実際に応募者が現れたのは 1 件のみ、数値でいうと 0.7 パーセント相当になります。この件につきましても最終的に応募辞退となった関係で当初予定した者が受注しております。この一例以外に応募者が現れたというケースはございませんでした。

次に「参加意思確認公募という制度があることを広く世間に知っていただく必要性、周知方法、あるいはすでに広まっているのか」というご質問でございますが、もともとこの参加意思確認公募でございますが、国土交通省、すなわち政府が制度化した選定方式を踏まえて JICA もそれに倣って採用したという経緯がございますので、我々としては広く知れわたっていると考えている次第でございます。実際の公募の際の公告におきましても、参加意思確認公募であることを明示した上で特定者との契約意思を表明し、さらに関心のある方を募るものであるということの説明しているところでございます。

最後にもう一点、「企画段階で協力関係にある人物や組織の選定が、こういった形でなされるのか」というご質問をいただいております。資料中には実際の事例について説明として書かせていただいております、例えば先ほど説明がありましたインド高速鉄道のようなケースでは、当該技術、専門分野を研修員に指導できる国内の受け入れ機関はおのずと限定されていると思いますし、それ以外では例えば特定の大学や研究機関が他の大学や研究機関では行っていないような特徴のある独自性のある研究や活動を日本国内で行っていて、その成果を途上国にも普及させたいと考えられるようなケースがあり得るのかと思います。さらに砂防技術などにおいては、日本国内の砂防に関する技術を長年蓄積して取り扱っているような団体がございますし、また日本の公害対策の歴史や経験という観点では、例えば水俣に関する活動に携わっている機関がございます、こういった関係先が JICA と共同して研修事業を企画形成した際には、当該研修の実施先を参加意思確認公募で契約相手方の唯一性を確認することになると考える次第でございます。

説明は以上でございますが、是非ご意見、ご質問等がございましたらお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

委員：

鳴門教育大学の件をご説明いただいたのですが、案件の受託側から協力を得ているからというのは、その通りだと思うのですが、7年間も続いていることになる、たぶん内容も固まってきて、その内容というのがものすごく特殊とか高度なものであれば他のところは対応できないという問題はあるかも知れないですけど、割と普通のところで他の大学がやってもやれなくはないということに、どこかでなってくるような気がします。そうすると

最初に協力をしたからずっとそこだけが唯一だと言い続けるのは、ちょっと無理な気もするのです。唯一唯一とシートを見ると書いてあるものが多いのですが、本当に唯一なのかと考えるとけっこう難しいところがあって、純粋に唯一ではなくてもある程度経緯というものがあるから、とりあえずここでやっているということに、あまり目くじらを立てる必要はないと思うのですが、ただずっと長くやってきて中身が割りと一般的なものになっているのであれば、他のところに行ってもいいというか、そこだけずっと随意契約でやっていく必要はないのかなというのが、一般論として思います。

JICA :

おっしゃられた通りで、この内容であれば必ずしもこの大学でなくてもよいのではないかという、見極め、判断を適切に行う必要があると思いますし、関係する国内機関との間でも適切に書類の作り方を含めてやりとりしていきたいと思っているところでございます。

委員 :

もう一つ、最初に地域の特徴のある **NGO** とかと一緒に研修をつくるというケースが結構あると思うのですよね。後ろのところに書いてあるのと関係すると思うのですが、たぶん協力してもらっている間というのは **JICA** としてはお金を払えないですよね。これから研修をやるために情報をもったりアドバイスをもらったり、いろいろしてもらってもお金はもらえないけれども、ただ、協力してもらってある程度のもので作り上げないと発注できないというときに、その協力してくれたところは特命随意契約しないと何か気の毒というか、協力してもらえなくなるという面もあると思うのですよね。

だからルールの問題というよりは、そういうのはごく普通にあって、そういうのにあまり目くじらを立てる必要はないのかなという気が私はしています。ただ、それが何年も続くと話は別かなと思うのです。

JICA :

おっしゃる通りです。2009年、2010年の事業仕分けの頃は非常にその辺を厳格に見られました。事前に協力してくれた人たち以外でも参加できるようなスペックに仕立て直して広く競争に付すべきではないかと強く言われた時代があり、参加意思確認公募というのはそういう意味で非常にありがたいと感じた次第でありました。

委員 :

企画段階で協力のある人物や組織ということなのですが、**JICA** が企画自体をどこかに発注することはなく、企画の検討というのは **JICA** が行われる。そのときに無償でどなたかに協力してもらおうという理解になるのでしょうか。ここにある企画段階から協力関係にある人物や組織という点に対しての質問なのですが。

JICA :

企画は **JICA** が行います。そのときにどれくらい外部の方から情報をいただくかというのはケースによって異なるかと思えます。

JICA :

元々は相手国政府からこういう協力をやってほしいという要望があるわけですよ。それで、それに合った研修を仕立てようと思うときに、どうしてもいくつかのところに当たるわけですよ。そのときに日本中全部に当たるわけにもいかず、やはり関係する省庁のご意見なんか伺って、あそこがあるんじゃないか、ここにもあるんじゃないかということになります。ですから一緒につくっていくという感じです。

委員 :

トートロジーみたいになってしまいますけど、この改正案の一番目にある基準については、案件自体、協力いただける人が限られていて、その人に企画段階から協力いただいているということは、お互いに必要なことを熟知しているということだから、実際に研修を委託するときにもそこが相手先になりますよ、ただ、もしかしたら他にもっと適正な人が、やる気のある人がいるかも知れないので、参加意思確認公募を行うという理解でいいのですね。

JICA :

そのとおりです。

JICA :

ただ、あまり乱用されると、いけないじゃないかというのが去年の委員会での議論なのですよね。

委員 :

そこは確かにそのとおりですが、基準としておかしいのではなくて、運用の問題だと思うのです。すなわち最初に協力関係を受けてしまったら、その方が熟知した人になるのは当たり前なので、はじめの一步のところではどなたに協力をいただくかというところは、先ほどご紹介いただいた質問で、その協力者というのはどうやって選ばれるのですかと。意地悪な見方をすると、あの人に研修委託をするために最初から協力者として引き込んでいるのでしようとか誰かに言われたときに、そうじゃないですよと言えだけの材料を揃えておかないといけないという発想で、あのような質問をさせていただいたのですが、案件自体が任意に選び放題選べるわけではないという理解でよろしいわけですよ。

JICA :

そのとおりです。

委員 :

最初にあった、モロッコの研修、私は何かかなり企画段階から一緒に入ってきたからそのまま流れたのではないかと思って質問をしたのですが、そういうことはないというお話だったので、それならそれでいいですよ。東京とかの、そういう例えば研修をアレンジする商売にしている方というところを相手にして、その企画段階から入ってもらっているから随意契約をやっていますというのは通らないですよ。

地方で NGO とか大学とかいうのがあって、最初、知識を出してもらいながら一緒に何かつくっていきましょうというのであるなら、最初はその所に頼まないで、またそういう活動自

体が成り立たなくなってしまうような気がしますね。

JICA :

おっしゃる通りです。以前、沖縄振興の法律が成立して、その中で JICA も協力しなさいと言われて、一生懸命沖縄の資源を使った研修コースをつくるということやったのですが、それはまさに特定のところをお願いをしに行っていてやっていますから、急に入札しますとかですね、そういうことがなかなか難しいのです。前回の JICA 東京の案件はビジネスコンサルティングの世界なので、非常に市場性の高い業務内容であったにも拘らず参加意思確認公募が適用されていたので、ガイドラインの解釈上、それはまずいだろうと。それでガイドラインを少し厳格にしたわけです。

委員 :

もう一つ、実際に参加意思確認公募の応募者はどれくらいいますかという質問なのですが、参加意思確認公募をしても実際に手を挙げる人はほとんどいないという、非常に限られているわけですね。JICA としては、要するに競争のない随意契約よりも、競争のある随意契約の方が望ましいから参加意思確認公募をやっているという趣旨は十分わかるのですが、こういう言い方をしたらなんですか、無駄というか、余分な手続きをしているという印象を受けたりするのですが、そこはいかがですか。

例えばちょっと前にも質問したのですが、日本の京都大学とか東京大学とかでエジプトの大学支援でシンジケートをつくっていますよね。そのところに参加意思確認公募を使うことにして他に手を挙げますかというときに、手を挙げる大学はまずいないだろうなど。それにも関わらずやっているというのは、形の上で競争性をつけるというのはわかるのですが、そのための手続きとかもありますし、あまりそれをやり過ぎるというのもよくないような気がします。

JICA :

参加意思確認公募がないとすると、不特定の多くの人たちにスペックを提示して手を挙げてくださいとやらざるを得ないので、もっと大変なのです。参加意思確認公募の方がかなり手続き的には省ける。それから受注者側も、無駄なプロポーザルを出さなくて済むという。

JICA :

例示されたエジプト日本科学技術大学については、最初は特命随意契約でやっていたのですが、財務省の予算執行調査が昨年ありまして、そこで予算当局に本件についてご説明したときに、この特命理由では分からないという指摘もありまして、参加意思確認公募で確認をするという手続きをとったという経緯もございます。

委員 :

実質判断で決めるしかないと思うのですが、やっても現れないというのを見るとあまり意味がないような気がするのですが、手続き的には、楽といえば楽なんですかね。

JICA :

随意契約をすごく限定されてしまい、いわゆる一般競争入札とか企画競争しかないと言

われてしまうと、事務コストが本当に増えてしまって大変です。中間的なものが一個あったほうがいだろうと。

委員：

そういう位置づけですか。

JICA：

ええ。そういう中間的なものにどんどん流れていってしまうのがよくないという意見があることも分からないわけではない。

委員：

それに関連した経緯なのですが、平成 16、17 年、特に国土交通省で随意契約が非常に多くて、マスコミから随意契約はけしからんと批判され、平成 17 年に「唯一性確認型」という選定方式を始めたのです。発注者としてはここしかないと考えた場合、従来でしたら特命随意契約にしていたのですが、それをオープンにして、発注者としてはここしかないと思うが、本当に他の候補がないかを今のこの参加資格と同じような公募で確認するという方式にしました。ですから「唯一性」確認型公募です。これが平成 17 年ですが、経緯はわからないけれど唯一性確認型という名称がよくないと言われだして、その後、平成 18 年ぐらいに「参加意思確認型」になったのです。そのため各省も参加意思確認という名称でやり出したということなのですが、そうすると今度は、参加意思確認ということは要するにやりたい会社があるかどうかだから公募型プロポーザルや企画競争と変わらないじゃないかという話になってしまって、参加意思確認型ではなく公募型プロポーザル方式でやるべしという議論になってしまった。結果として平成 19 年ぐらいに国土交通省では、参加意思確認型はほとんどゼロになってしまうのです。そうする、随意契約もまかりならん、参加意思確認型もまかりならんでは非常に困る、現場も困ってしまって、それでその後、「有無確認型」という名前に変更して復活したのです。

ですから国土交通省では有無確認型と言っています。正確に言うと「参加者の有無を確認する公募手続き」と言っているのです、自治体などはそっちが増えていると思います。だから意思確認型だとちょっと誤解を生ずる。

JICA：

公募と変わらないじゃないかと。

委員：

変わらないじゃないかという誤解を生ずるので、正しくは「唯一性確認型」でいいのかも知れませんが、「有無確認型」というニュートラルな言い方のほうが誤解を生じない。ですから有無確認型になって国土交通省も使えるようになったのです。名称だけは少し考えたほうがいいですね。

JICA：

考えたいと思います。

委員：

実務的にも必要だということですね。

JICA：

本当の公募型でやると、スペックをきちんと決めてすごく時間がかかるのですね。

委員：

でも、いつも結局一者応札でしょ。

JICA：

一者応札、一者応募のためにすごい時間と労力を突っ込んでやるので。

JICA：

いろいろご意見いただきありがとうございます。そうしましたら今後の進め方については、29頁の基準・考え方で進めさせていただくということで、よろしく願いできればと思います。

JICA：

今日はありがとうございます。各委員にご議論していただいたと思います。次回以降にも改善しなくてはいけないところはいくつかあったと思いますので、しっかり振り返ってやっていこうと思います。

JICA：

ありがとうございました。それでは本日の契約監視委員会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

別 添

- 資料1 2018年度競争性のない随意契約の個別点検
- 資料2 研修委託契約における参加意思確認公募について
- 資料3 研修委託契約における参加意思確認公募の適用基準について <補足説明資料>

2019年度第2回契約監視委員会「競争性のない随意契約の個別点検」対象契約リスト

資料 1

番号	主管部	本邦/在外	調達種別	契約件名	契約金額(円)	契約締結日	契約完了日	契約期間(月)	契約相手方	競争性のない随意契約理由	委員選定理由	選定委員(敬称略)
1	安全管理部 アフガニスタン事務所	在外	各種業務委託	Contract with Security Guard in Main Office Contract for Professional Security Guard in Office	175,807,412	2018/7/1	2019/3/31	9	Sediqi Security Service	Security situation in Kabul remains deteriorated, and it is unacceptable to lower the degree of security operation and measures. The contractor has extensive understanding on JICA's security policy, scope of activity and operation, and past incidents which occurred in Kabul and around the office. It is unacceptable to hire a new contractor since it would involve leakage risk of confidential information about security in the office. The current contractor has fulfilled expected duty since they started rendering their services.	在外の方がチェックに目が届かないと思い、在外重点で、調達種類毎に、金額的重要性及び無作為。 在外の各種業務委託において最も高額。	石村 木下
2	アフリカ部 コートジボワール事務所	在外	ローカルコンサルタント	国家警察能力強化支援プロジェクトフェーズ2(3年次)	74,139,674	2018/7/30	2019/3/29	8	United Nations Development Program (UNDP)	UNDPは国連機関の中で唯一「紛争後の復興開発支援」をマニフェストとして与えられた機関であり、紛争後のガバナンス支援および治安セクター改革における豊富な支援経験を有している。UNDPは1998年から当国のガバナンスおよび治安セクターのリードドナーとしてUNOCI(United Nations Operation in Cote d'Ivoire)と共に活動を行ってきた実績・経験を有し、政府・国家警察との協力・信頼関係を確立しており、これら調整業務を円滑に遂行可能な唯一の機関である。「国家警察能力強化支援プロジェクト」では、第1フェーズ(2013-2015年度)以来UNDPと委託契約を結んでいる。UNOCI完全撤退までの限られた時間のなかで、UNOCIの専門家の知見を最大限に活用しながら、UNOCIから国家警察への権限移譲に伴う継続研修の実施体制強化というプロジェクトの目的を果たすためにも、第2フェーズでも同じUNDPと契約する必要がある。	在外の方がチェックに目が届かないと思い、在外重点で、調達種類毎に、金額的重要性及び無作為。	石村
3	農村開発部 東ティモール事務所	在外	工事(建設、土木も含む)	「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」におけるブルト灌漑施設の緊急対策工事の契約	5,284,013	2019/2/1	2019/2/18	1	JM Unipessoal LDA.	プロジェクトの対象地域に位置するブルト灌漑施設の取水口付近に陥没が確認され、河川護岸部分の擁壁に傾きが生じ始めた。JICA直営調査団が現地入りし調査した結果、本灌漑施設の取水口や幹線水路も崩壊する恐れがあり、当該灌漑施設の裨益対象地域全体に通水できなくなる可能性が高いことが確認されたことから、一刻も早い応急措置が必要との判断に至った。 当該建設サイトは首都から約3時間程度の場所に位置しており、首都からサイトまで重機を搬送する場合、1日以上時間を要してしまう。本工事は緊急を要するため、サイトまで機材搬入に時間を要せずに着工できることを条件に、サイト付近で工事に必要な最低限の重機(バックホー1台、トラック1台)を有する業者を探した。JM Unipessoal LDAは、サイト近辺に拠点を有し、現在ブルト灌漑施設が位置する同じ河川の下流部において浸食対策の工事を行った経験がある。瑕疵検査時に補修作業に参加した他の企業も当たったが、現在サイト付近に拠点がなく、サイトが位置する村の村長に対しヒアリングを行ったが、近隣に要件を満たす建設業者は、他に存在しなかった。	緊急対策工事の必要があつて、近隣の業者と随意契約をしたとのことですが、このような緊急事態における契約手続について確認したいと思います。	不破
4	社会基盤・平和構築部 バルカン事務所	在外	物品購入	【機材調達】アルバニア「小規模農家金融包摂プロジェクト」に係る機材調達の契約について	114,796,911	2018/12/7	2020/3/31	16	Facilization SHPK	銀行の基盤システムとして必要なサービス体制を満たす業者の実績を比較検討したところ、当該業者のみが適格であった。	在外の物品購入契約の中で契約金額が最大の案件であり、バルカン事務所の案件は比較的珍しいと感じましたので、選定しました。「小規模農家金融包摂プロジェクト」とか「銀行の基盤システム」という文言から、コンピュータ関係の機材の購入のようですが、どのような機材を調達したのか確認したいと思います。 在外の方がチェックに目が届かないと思い、在外重点で、調達種類毎に、金額的重要性及び無作為。 どのような業務にどのような機材が必要なのか、その調達先として選定するに当たりどのような要件(能力、資格等)が必要なのか、調達先候補として何社を検討対象としたのか不明である。	不破 石村 遠山
5	情報システム室	本邦	システム関連(開発・運用・保守)	有償資金協力システムにおける機能追加対応等業務(2018年度フェーズⅡ)	435,585,600	2018/10/25	2019/3/29	6	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	有償資金協力システムの追加開発・機能改修業務であり、同システムの内容を熟知している必要がある。よって、同システムの開発を請け負った同社に発注する必要がある。	本邦のシステム関連において最も高額。 システムの追加開発・機能回収業務は、契約相手方の業務遂行能力に問題がなければ、基本的に特命随意契約となるという理解で良いのか確認したい。その場合、契約金額の妥当性をいかに確保しているのか確認したい。	木下 戸川
6	情報システム室	本邦	物品購入	FileMaker Server16 ライセンス及びテクニカルサポート購入	14,197,680	2018/5/7	2023/5/7	61	ファイルメーカー株式会社	現行のFileMakerボリュームライセンスに伴う割引による契約を実施出来るのは、メーカー(FileMaker社)のみ。	本邦の物品購入において最も高額。	木下
7	青年海外協力隊事務局	本邦	各種業務委託	2018-2019年度システム全体最適化におけるボランティアシステム改修の工程監理業務	36,936,000	2018/4/24	2019/6/28	15	株式会社グローバル・パートナーズ・テクノロジー	株式会社グローバル・パートナーズ・テクノロジーは2017年12月よりボランティアシステム改修に係る工程監理業務を含む「ボランティア関連システムの開発に関する技術支援業務」を受注し、2017年9月から業務を開始しているため、本契約における業務内容を熟知・精通している事業者である。このため、本業務を遅延なく効率的に対応することが可能な事業者は株式会社グローバル・パートナーズ・テクノロジーのみであると判断した。	本契約相手方は工程監理業務を含む「ボランティア関連システムの開発に関する技術支援業務」を2017年12月(9月?)に受注しているとのことだが、本契約相手方に当初発注するに至った選定経過が不明である。なお、ボランティアシステム改修業務及びその工程監理業務の全体像(完了までにどの程度の期間が見込まれるのか、その間、一定期間を区切った契約を繰り返すのか、下記契約の終期(2019年9月30日)の前に本契約の終期(2019年6月28日)を迎えて差し支えないのか等)もよく分からない。	遠山
			システム関連(開発・運用・保守)	新制度対応に伴うボランティアシステム改修業務	53,784,000	2018/12/18	2019/9/30	10	日本電子計算株式会社	2006年開発のボランティアシステムの開発業者であり、10年間、運用保守・制度変更の改修を行ってきたのが、同社のみであり、次年度の機構全体のシステム最適化方針に向け、現在改修中のボランティアシステムの改修内容も踏まえ、適切に新制度対応のための改修を行えるのは同社のみである。		
8	管理部	本邦	賃貸借(家賃)	二番町センタービル 定期建物賃貸借契約【賃料・共益費・差入保証金】(2019年8月1日-2024年7月31日)	11,170,310,569	2019/3/29	2024/7/31	65	三菱地所株式会社	他への移転も検討してきたが、当ビルと同規模のオフィスを賃貸することが不可能であること、また、オフィス賃貸市場から見て賃料は妥当な水準であると判断したため。	契約金額が最大の案件として選定しました。競争性のない随意契約理由として「オフィス賃貸市場から見て賃料は妥当な水準であると判断した」との説明がありますが、オフィス賃貸市場の概要について確認したいと思います。 オフィスとしての機能性、対外的信用確保等の観点から相応な物件に入居する必要があるという点について、合理的な第三者であれば理解し得るような具体的な理由を用意しておく(その一環として、移転についても引き続き検討の上、移転が不可能であればなぜ不可能なのかを明らかにしておく)必要があると考える。	不破 遠山
9	インド高速鉄道担当特命審議役	本邦	技術協力研修	2018年度国別研修「インド高速鉄道公社幹部研修」	10,937,082	2018/10/31	2019/2/28	4	日本コンサルタンツ株式会社	本研修は、インド高速鉄道事業のカウンターパートであるNHSRCL(National High Speed Rail Corporation Limited)幹部が日本の新幹線技術に関する理解を深め、印高速鉄道建設事業詳細設計調査(有償勘定技術支援)業務等における仕様や設計に係る協議・決定を円滑に行うことを目的としている。このため、本研修では、インド高速鉄道事業に採用されることが想定される新幹線システムに基づいた仕様・設計に係る専門的に十分な理解が得られる構成が求められる。日本コンサルタンツ株式会社は、日本の主要鉄道事業者10社の出資により設立されたコンサルタント会社であり、高速鉄道、新交通システムなど鉄道分野全般における豊富な経験と高度な専門性と人材、そして国内関係団体との幅広いネットワークを有する。また、これまでに、インド高速鉄道建設事業に関して、上記の詳細計画調査に加えて、研修施設施工監理コンサルティング業務をJICAから受託してきており、NHSRCLからの信頼も厚い。そのため、日本コンサルタンツ株式会社を今回の研修を適切に実施できる唯一の機関とし、本研修実施に関する契約を行う。	インド高速鉄道関連の研修は、今後とも「日本コンサルタンツ株式会社」になるのか確認をしたい。その場合、契約金額の妥当性をいかに確保しているのか確認したい。	戸川
10	人間開発部 国内事業部	本邦	技術協力研修	健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバルリーダー育成プログラム委託講座に係る業務委託契約の締結(北海道大学)	95,856,866	2018/6/29	2022/3/31	46	国立大学法人北海道大学	これらの受入大学は、JICAとの間で覚書を締結し、JICA研修員を留学生として受け入れる包括合意を形成している。研修員はこうした複数の覚書締結大学の中から選んだ大学を受験し、合格した場合にのみ、研修員受入が決定する。このため、個々の研修員受入が決定した段階で、合格した大学とJICAとが特命随意契約を締結する。 なお、特定の分野で複数の大学が共同参画してプログラムを形成し、同プログラムに留学生として研修員を受け入れる条件(「健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバルリーダー育成プログラム」、「水道分野中核人材育成コース」、「イノベーションアジア」など)もあるが、契約方式は同じ。	「新留学生プログラム(大学委託方式)」の中で、契約金額が最大の案件を選定しました。契約金額が大きくなっている理由を確認したいと思います。 新留学生プログラム(大学委託方式)は、今後ともこの方式となるという理解で良いのか確認をしたい。また、繰り返しになるが、受入大学の選定基準(競争性や選定の透明性は確保されていると言えるのか)を確認したい。	不破 戸川

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	Contract with Security Guard in Main Office Contract for Professional Security Guard in Office
(2) 契約金額	175,807,412 円
(3) 履行期間	2018 年 7 月 1 日～2019 年 3 月 31 日
(4) 契約相手名称	Sediqi Security Service
(5) 担当部署	アフガニスタン事務所 / 安全管理部

《随意契約理由》

- JICA アフガニスタン事務所が位置する首都カブール市では、事務所近傍を含む市内の各所にて、テロ事案が頻発しており、予断を許さない治安情勢が継続。他方、JICA 邦人職員及び現地職員は、JICA 事務所での勤務・省庁等への外勤を行う必要がある。このため、JICA 事務所の適切な安全管理ならびに JICA 邦人関係者の移動時の警護を担保するために契約を締結している。
- このため、2014 年度に競争入札の結果、新規契約を開始した Sediqi Security Service と継続して契約を更新している。更新契約にかかる具体的な特命随意契約理由は、(1)先方政府を含む信頼関係の重要性ならびに(2)情報漏洩・内通者リスクである。
- 「関係機関との信頼性確保」および「情報漏洩・内通者リスクの完全回避」を実現した上で本業務の目的を達成できる警備会社は Sediqi 社以外に確保し得ない。

従って、業務の継続的实施による知見の蓄積、継続事業に係る一貫性、先方政府を含む関係者との信頼関係等が極めて重要であることに加え、契約相手方の交代によりセキュリティ上のリスク及び情報漏洩リスクが高まる懸念があり、一般的に競争に付すことが困難であることが明らかであるため、特命随意契約とした。

2. 背景・経緯

JICA アフガニスタン事務所が位置する首都カブール市では、事務所近傍を含む市内の各所にて、タリバン及びイスラム国等によるテロ事案が頻発しており、予断を許さない状況が続いている。JICA 事務所員（邦人・現地職員）はそのような治安情勢が劣悪な環境で業務に従事しており、常にテロに遭遇するリスクに晒されている。同リスクを低減するための対策の一環として、JICA 事務所の警備を 24 時間体制で整備するほか、現地職員と比較し特に目立つ JICA 邦人関係者の移動

に際しては、武装警護員を配置する必要がある。このような状況を踏まえ、2014年に Sediqi Security Service 社と新規警備契約を締結し、その後、継続的に契約更新している。

3. 業務内容

(1) JICA 事務所の警備

- ・ 第一次防衛線の安全対策（敷地外の監視、車両の出入管理、通行路の安全確保、外部訪問者のボディチェック、敷地内監視等）
- ・ 第二次防衛線の安全対策（車両の危険物確認、邦人スタッフへのエスコート、監視塔からの敷地内外のモニタリング等）
- ・ 第三次防衛線の安全対策（事務所訪問者のボディーサーチ、CCTV モニタリングによる敷地内外の監視、安全対策管理者からの全体指揮命令）
- ・ 第四次防衛線の安全対策（事務所棟内警備、来客エスコート、緊急避難場所の管理、外部モニタリング等）

(2) 緊急事態の安全管理

- ・ テロ事案の発生、または事務所に何らかの危害が及ぶことが想定される場合、JICA 関係者をバンカーへの誘導または空港等への避難誘導を行う。

(3) 移動時警護（邦人のカブール市内移動時）

(4) その他の安全対策

- ・ 緊急退避用に契約する JICA 事務所の裏手物件、及び駐車場の警備
- ・ 事務所の安全対策器具（防犯ドア、CCTV、小銃等）の週次メンテナンス
- ・ 警護要員への安全対策訓練
- ・ JICA 事務所スタッフに対する緊急退避訓練・トレーニングの定期開催
- ・ JICA 事務所スタッフのカブール市内移動時の行動モニタリング

4. 契約更新にかかる特命随意契約の理由

- (1) 【先方政府を含む信頼関係の重要性】JICA 事務所への関係者の往訪や JICA 事務所関係者の外勤に際しては、警備体制（車両情報の事前登録、退避ルート等）にかかる事前確認等が相互に随時必要となるが、同社については、本業務の継続的实施を通じて、先方政府、他国大使館または関連ドナーの国際安全対策官等との信頼関係が構築されている。
- (2) 【情報漏洩リスク】カブール市内での JICA 関係者の活動、移動にかかる情報漏洩は、人命に直結する治安リスクである。仮に業者が交代する場合、知見不足等により JICA 活動・移動についての安全検討プロセスの瑕疵や携帯・無線機等の

個人に関わる情報が漏洩するリスクは否定できず、信頼できるセキュリティ企業との契約の維持が不可欠である。また、アフガニスタンでは、一般に所属する組織に関係を有する内通者が犯行者となる攻撃リスクが存在する。同社はアフガニスタン政府内務省により一定の安全上の信頼性が確認されていることに加え、同社要員に関する内通者リスクの点検を実施済みであり、上記リスクの回避が可能となっている。

- (3) 関係機関との信頼性確保および情報漏洩・内通者リスクの完全回避を実現した上で本業務の目的を達成できる社は Sediqi 社以外に確保し得ない。

従って、業務の継続的实施による知見の蓄積、継続事業に係る一貫性、先方政府を含む関係者との信頼関係等が極めて重要であることに加え、契約相手方の交代によりセキュリティ上のリスク及び情報漏洩リスクが高まる懸念があり、一般的に競争に付すことが困難であることが明らかである。

5. アフガニスタン固有の治安リスクと他社比較検討

アフガニスタン国内では、欧米系の警備企業が国連または国際機関の警護にあたっている事例が存在する。一方、タリバン等の反乱組織は、国連・国際機関等を直接のターゲットとしている状況が続いており、同警備会社自体が被害にあうリスクならびに同社と契約関係にあること自体によるセキュリティ上のリスクを考慮する必要もある。また、地場の警備企業には内通者リスク等が存在する。

以上を踏まえて比較した場合、Sediqi 社はアフガニスタン地場の警備企業については信頼性が確認済みであると共に Sediqi 社は「JICA 関係者に対する有事想定訓練」「テロ発生時の有事対応」「移動時警護」という幅広い分野に対応可能な他、「アフガニスタン国籍の退役軍人・警官を雇用」していることからアフガニスタン政府治安機関等からの治安情報収集をも兼ね備えている。加えて、JICA 事務所周辺治安状況や事務所前の公道の通過車両なども熟知している観点から、本業務を実施可能な唯一無二の企業である。

6. 契約金額の妥当性

業務を実施するために必要な単価及び数量を、過年度と比較した上で、契約交渉を通じて妥当性を確認した。

以上

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	国家警察能力強化支援プロジェクトフェーズ2 (3年次)
(2) 契約金額	74,139,674 円
(3) 履行期間	2018/7/30~2019/3/29
(4) 契約相手名称	United Nations Development Program (UNDP)
(5) 担当部署	コートジボワール事務所 / アフリカ部

《随意契約理由》

- ◎ 当国の治安セクター改革の経緯を熟知し、国家警察や内務省とのネットワークを有し、他ドナーとの連携を密に取りつつ調整を行い、下記4-ア.の業務の遂行能力を有する契約相手方は UNDP のみであり競合他社は存在しない。したがって、UNDP との特命随意契約とせざるを得ない。

2. 背景・経緯

コートジボワールでは、1999 年の軍事クーデターを契機とする政治的・軍事的危機によって約 10 年間国土が南北に分断され、北部地域は実質的に国家権力が及ばない状況となった。その間、国家警察は機材の略奪や研修の欠如等により弱体化し、国民の警察に対する信頼は低下した。

2011 年の内戦終結以降、ワタラ政権は治安回復及び社会調和を最上位目標に掲げ、国連コートジボワール活動 (UNOCI) とともに治安セクター改革に取り組んできた。

JICA は、国家警察の能力強化をそのマンデートに含む UNOCI と密な協力の下「国家警察能力強化支援」(2013 年度~2015 年度)を通じ、現職国家警察官 3900 人に対し継続研修の実施を支援した。

これに続き、本案件フェーズ2は、UNOCI の完全撤退 (2017 年6月に完了) という文脈の中、UNOCI からコートジボワール当局に対する権限委譲後のその定着、及び、国家警察の治安維持体制や研修実施体制の整備を支援するものである。

3. 業務内容

- ア. 国家警察が継続研修を地方レベルで実施できるよう、現状調査、研修計画・調整・実施運営に関する研修、研修計画策定ワークショップを実施し、国家警察学校・研修局及び地方の継続研修担当ユニットに対し技術移転を行う。
- イ. 国家警察学校・研修局及び地方の継続研修担当ユニットに対し技術移転が行われたかモニタリング・評価する。

- ウ. 継続研修実施に必要な研修施設整備及び機材調達を行う。
- エ. 研修講師及び研修普及担当官の新規養成及び再教育のための研修を実施するとともに、必要な研修モジュールを特定・策定する。
- オ. 広くセキュリティセクター改革(SSR)の文脈の中で本案件のインパクト及び持続可能性が最大化されるよう、先方政府や他ドナーとの連携調整を行う。
- カ. 最終成果品としての活動報告書を作成する。

4. 特命随意契約の理由（調達実施方針決裁の特命随契理由を要約したもの）

ア. 本契約に求められる要件

- 1) 国家警察が継続研修を持続的に実施し、研修実施の基盤となる研修モジュール及び計画の策定、研修施設設置と機材調達、研修の実施運営・評価方法を習得できるよう支援すること。
- 2) 過去にも国家警察能力強化にかかる支援をした経験。
- 3) 1999年から2011年の内戦終結までの10年間の国家警察の実態、及び、その後のワタラ政権と国連コートジボワール活動(UNOCI)の治安セクター改革、そしてUNOCIの完全撤退後(2017年6月)のコートジボワール当局への権限委譲の経緯を知り、国家警察の治安維持体制及び研修実施体制の整備を支援すること。

イ. 比較検討及び契約相手方の契約履行能力

- 1) UNDPは国連機関の中で唯一「紛争後の復興開発支援」をマנדートとして与えられた機関であり、紛争後のガバナンス支援および治安セクター改革(SSR: Security Sector Reform)における豊富な支援経験を有している。UNDPは1998年から当国のガバナンス及び治安セクターのリードドナーとしてUNOCIと共に活動を行ってきた実績・経験を有し、政府・国家警察との協力信頼関係を強固に確立しており、これら調整業務を円滑に遂行可能な唯一の機関である。
- 2) UNDPはJICAの国家警察能力強化プロジェクト第1フェーズを実施し、全国12カ所の継続研修担当ユニットにて研修を行う担当官育成に貢献した実績を有する。また、同プロジェクト第2フェーズ1年次、2年次もUNDPが実施しており、計画と実施内容の整合性という観点からもUNDPが実施するべき。

上記の通り、当国の治安セクター改革の経緯を熟知し、国家警察や内務省とのネットワークを有し、他ドナーとの連携を密に取りつつ調整を行い、上記アの業

務の遂行能力を有する契約相手方は UNDP のみであり競合他社は存在しない。したがって、UNDP との特命随意契約とせざるを得ない。

5. 契約金額の妥当性

受注機関における過去の契約実績、JICA の内部規程に基づく単価（コンサルタント謝金等）や JICA コートジボワール事務所の過去の契約実績等との比較を行い、金額の妥当性を確認した

以上

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	「国産米の生産強化における農家世帯所得向上プロジェクト」におけるブルト灌漑施設の緊急対策工事の契約
(2) 契約金額	5,284,013 円
(3) 履行期間	2019/2/1～2019/2/18
(4) 契約相手名称	JM Unipessoal LDA.
(5) 担当部署	東ティモール事務所 / 農村開発部

《随意契約理由》

ブルト灌漑施設の取水口の護岸付近に発生した陥没が原因となり、擁壁の変動が生じ始めた。擁壁の変動に対し早急に対処しなければ、同灌漑施設の主要構造物（取水口、幹線水路等）も崩壊する恐れがあり、ひいては同灌漑施設の裨益対象地域全体に通水できなくなる可能性が高かった。

- ◎ したがって、①契約締結後、即日または翌日から工事に着手できること。②ブルト灌漑施設付近に拠点があり、重機を有する業者であること。以上2点を業者選定にかかる要件とし、市場調査を行ったところ JM Unipessoal LDA. のみ上記要件を満たす業者であった。加えて、競争に付した場合、契約締結までに時間を要してしまい、本工事の目的である緊急補修による陥没の拡大と擁壁崩壊の防止を達成できない恐れがあったため、特命随意契約とすることとした。

2. 背景・経緯

ブルト灌漑施設は現在実施中の技術協力プロジェクト「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」のプロジェクトサイトに位置している。2018年11月中旬に、同施設取水口の護岸付近に陥没が確認された。当初、陥没箇所も小さく、擁壁の変動等の構造物に対する影響もなかったため、東ティモール国における本案件の実施機関である農業水産省（MAF）が独自に緊急対応を行うための予算申請を行っていた。しかし、①2019年1月22日に陥没の影響により擁壁に傾きが確認され、緊急度が急激に増したこと、②2019年1月23日に東ティモール政府の2019年度予算が大統領権限により否決され、先方政府独自での予算措置が困難になったこと、③並行して MAF が閣議に諮っていた臨時予算の承認の見込みも立たないこと、④擁壁が崩壊した場合、当該灌漑地区の裨益農家に通水できなくなる恐れがあること、以上を理由に緊急的な対応として本工事を行うこととした。

3. 業務内容

- ・ 取水口付近の陥没箇所の埋設
- ・ 擁壁の河川側の洗堀箇所の埋設
- ・ 擁壁の補強

4. 特命随意契約の理由

- 1) 緊急度を鑑み、①契約締結後、即日または翌日から工事に着手できること。②ブルト灌漑施設付近に拠点があり、重機を有する業者であること。以上の2点を業者選定の要件とした。
- 2) 契約相手方である JM Unipessoal LDA はサイト近辺に拠点（機材も含む）を有しており、同灌漑施設が位置する河川の下流部において浸食対策工事を行っており、同地域における業務経験も有していた。また、ブルト灌漑施設竣工後1年後の瑕疵検査時に補修作業に参加した企業も当たったが、現在はサイト付近に拠点がなく、責任者も海外におり円滑な連絡が困難であった。加えて、サイトが位置する村の村長に対してヒアリングも行ったが、近隣に要件を満たす建設業者がいなかった。以上から上記1)の要件を満たす業者は JM Unipessoal LDA のみであると判断した。
- 3) 競争に付した場合、契約締結までに時間を要してしまい、本工事の目的である緊急補修による陥没の拡大と擁壁崩壊の防止を達成できない恐れがあったため、特命随意契約を取らざるを得ない状況であった。

5. 契約金額の妥当性

予定価格は JICA 本部からの調査団が現地入り後、現地資機材を活用した対策工法を計画し、本工事にかかる現地資機材の価格調査を実施し作成したものである。聴取した単価の平均値をもとに予定価格を算出している。

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	アルバニア「小規模農家金融包摂プロジェクト」に係る 機材調達の契約
(2) 契約金額	114,796,911 円
(3) 履行期間	2018/12/7~2020/3/30
(4) 契約相手名称	Facilization SHPK
(5) 担当部署	バルカン事務所 / 社会基盤・平和構築部

《随意契約理由》

アルバニア「小規模農家金融包摂プロジェクト」においては、実施機関の新金融サービスの開発を支援しているが、銀行間送金・多様な融資商品の管理・公共料金支払い等、同国の小規模農家が求めるサービスの提供を行うには、新たなコアバンキングシステム¹及びハードウェア機材の調達が必要と判断した。

◎コアバンキングシステム導入に関し、必要な要件（①アルバニア国内での実績があること、②アルバニア語での対応ができること、③アルバニア国内での保守管理体制が整備されていること）を満たす企業は、Oracle 社のコアバンキングシステム「Flexcube」のアルバニア国内の正規代理店である Facilization SHPK のみであることから同社と契約する必要がある。

◎ハードウェア納入に求められる条件（ハードウェア機材及びソフトウェア機材それぞれの導入及び導入支援の相互調整および統合的な保守管理サービスを提供できること）を満たすのは同様に Facilization SHPK のみであることから、ハードウェア機材を同社より調達する必要がある。

2. 背景・経緯

小規模農家金融包摂プロジェクトは、アルバニア国の貯蓄信用組合 FED invest を実施機関として、同機関が小規模農家に対し提供する金融サービス・非金融サービスの提供能力の強化を通じ、同国における金融包摂のモデルケースを示すことを目的としたプロジェクトである。

同プロジェクトにおいては、成果の1つとして、実施機関の新金融サービスの開発

¹ コアバンキングシステムとは、金融機関の運営に必須である預貯金、融資サービス等の基幹システム及び、顧客情報管理、支店管理等金融機関の運営をサポートする情報系システムであり、ハードウェアとはコアバンキングシステムソフトウェアが導入される各種サーバーやファイアーウォール、コンピューター等ハードウェア機材一式を指す。

を支援しているが、同機関が利用するバンキングシステムは老朽化しており、銀行間送金・多様な融資商品の管理・公共料金支払い等、同国の小規模農家が求めるサービスの提供を行う上での技術的なボトルネックとなっていた。

本プロジェクトの詳細計画策定調査では、実施機関による金融商品の提供に必要なITシステムについてJICAが支援することを合意しており、プロジェクト開始後に詳細なアセスメントを行った結果、新たなコアバンキングシステム及びハードウェア機材の調達が必要と判断した。

3. 業務内容

新たなコアバンキングシステムを稼働させるためのシステムおよびハードウェア一式の納入およびそのシステム導入支援を行うもの。

- (1) コアバンキングシステムライセンスの納入： データベース処理管理および付随する調整・管理ライセンス等
- (2) システム稼働に必要なハードウェア機材の納入： 各種サーバー、UPS、セキュリティ機器、PC等

4. 特命随意契約の理由

以下の理由による。

【システム】

(1) 要件

銀行の基幹システムのソフトウェアを導入するにあたっては下記の要件を満たす必要がある。

- ① アルバニア国内での実績があること
- ② アルバニア語での対応ができること
- ③ アルバニア国内での保守管理体制が整備されていること。

(2) 契約相手方の検討

アルバニア国内においては、コアバンキングシステムを導入できるシステム会社は存在しないことから、中欧、東欧等にてコアバンキングシステム提供実績がある国外のシステム会社或いは海外のシステム会社のアルバニア代理店、合計3社を対象として選定を行った結果、オラクル社のコアバンキングシステム「Flexcube」のアルバニア国内の正規代理店であるFacilization SHPKのみが、上記要件①から③を満たしたうえで、必要なコアバンキングシステム及びハードウェア機材保守管理体制を提供できると判断した。

【ハードウェア】

(1) 要件

コアバンキングシステムの円滑な導入にあたってハードウェアの納入に必要な要

件は以下のとおり。

- ① ハードウェア機材及びソフトウェア機材それぞれの導入及び導入支援の相互調整：ソフトウェア導入決定約一か月後にデータサーバー一式の納入を完了し、ソフトウェアのテストラン(導入テスト時期)の中間時点までに本店向けのその他ハード機材の納入を完了し、テストラン終了後、各支店向けハード機材の納入を開始する、という3つのタイミングに係る綿密な調整を行えること。
- ② 統合的な保守管理サービスを提供できること：銀行システムの保守管理は、定期的なソフトウェアの更新と故障時の保守対応に分かれるが、これらの保守管理業務は一社に一括して請け負うことが望ましい。

(2) 契約相手方の検討

上記要件を満たすのは、Facilization SHPKのみであることから、契約相手先として選定した。

5. 契約金額の妥当性

【システム】

特命随意契約先のFacilization SHPKの他に2社より見積を取得し、計3社の見積を踏まえた予定価格を設定した。そのうえで、予定価格との比較から、Facilization SHPKの見積が市場価格に沿ったものであることを確認している。なお、ソフトウェアの見積においては、ソフトウェアライセンスが高額でカスタマイズ機能開発費は安価である会社や、ライセンスは安価だが導入支援費用及びカスタマイズのコストを高価に設定する会社等、各会社のサービスのビジネスモデルが異なり、内訳毎見積の妥当性を比較することが困難であったため、システム導入全体に要する合計金額の平均値を予定価格とし、右との比較を行った。

【ハードウェア】

3社より見積を取得し、3社の見積を踏まえた予定価格を設定した。個別の調達機材の単価及び見積金額合計を比較し、Facilization SHPKの提案が安価であることを確認した。同社による価格見積は、アルバニア国内におけるOracleハードウェア機材に互換性を持つDELL社及びHP社の代理店による見積と比べ、17%~24%安価であり、価格の妥当性があると判断された。

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	有償資金協力システムにおける機能追加対応等業務 (2018年度フェーズII)
(2) 契約金額	435,585,600円
(3) 履行期間	2018/10/25~2019/3/29
(4) 契約相手名称	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
(5) 担当部署	情報システム室

《随意契約理由》

- ◎ 本決裁にかかる業務は、有償資金協力システムの機能追加作業にあたるため、本システムの設計内容に関する知識、経験が必要不可欠であり、業務の継続性、効率性、及びシステム保守に関する責任範囲の明確化の観点からも、2013年度に一般競争入札により同システムの設計及び開発、保守を受託したエヌ・ティ・ティ・データ社に業務委託を行うことが必須である。
- ・ 有償資金協力システムは株式会社エヌ・ティ・ティ・データにより構築され、2017年11月27日から本システムの稼働を開始している。
- ・ 本件は、同稼働開始後に抽出され、現時点で改修あるいは実装されていない機能につき、オペレーショナルリスク解消の観点から2018年度に実施する機能追加のフェーズIIに該当する。

2. 背景・経緯

有償資金協力システム（以下、「本システム」という。）は2013年8月から株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下、「同社」という。）により構築を開始し、2017年11月27日から本システムの稼働を開始している。

一方で、同切替後に抽出され、現時点で改修あるいは実装されていない機能が多数特定されており、ユーザー部門のオペレーショナルリスク等に繋がるものであり、可及的速やかにシステム機能の改善を図る必要があることから、2018年度を通じて、機能追加を推進していくことについて、2018年4月にユーザー部門と合意に至った。それに基づき、2018年7月18日に情報システム委員会小委員会にて実施につき承認を得た。

3. 業務内容

機能追加課題のフェーズII対象課題（27件）に関して、業務要件をもとに設計、製造、試験作業を実施する。

4. 特命随意契約の理由

本決裁にかかる業務は、有償資金協力システムの機能追加作業にあたるため、本システムの設計内容に関する知識、経験が必要不可欠であり、業務の継続性、効率性、及びシステム保守に関する責任範囲の明確化の観点からも、2013年度に一般競争入札により同システムの設計及び開発、保守を受託したエヌ・ティ・ティ・データ社に業務委託を行うことが必須である。

5. 契約金額の妥当性

機能追加が必要となった課題毎に作業工数（設計書の修正ページ数、各種試験の試験項目数及び当該作業時間や実施体制）を精査の上、内部支援要員（注：別途技術支援を委託契約しているシステムエンジニア（SE）による確認作業も経て、見積金額及び作業内容について妥当であると判断している。

また、工数単価については、有償資金協力システム新規構築時に受託先との間で合意している単価（120万円／人月）を継続適用しているが、これは、現在の主要同業他社のSE単価（参考：（株）JECC「サービス商品価格表」（2019年1月発行））と比較しても適切であり、妥当であると判断している。

以上

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	FileMaker Server16 ライセンス及びテクニカルサポート購入
(2) 契約金額	14,197,680 円
(3) 履行期間	2018/5/7~2023/5/7
(4) 契約相手名称	ファイルメーカー株式会社
(5) 担当部署	情報システム室

《随意契約理由》

- ◎ 現行のFileMaker ソフトウェアのボリュームライセンスに紐づいているものであり、ファイルメーカー社との特命随意契約とせざるを得ない。
ファイルメーカー社が提供する割引価格特典を利用するためには、同社との契約以外の手段が存在しない。

2. 背景・経緯

機構の小規模システム基盤の中核として導入している FileMaker というデータベースソフトウェアについて、導入しているバージョンのメーカーサポート期限が終了することに伴い、最新バージョンに更新することとなった。これに伴い、最新バージョンの利用ライセンス、及びサポートサービスを各 5 年分、開発元であるファイルメーカー社（当社）と購入契約を結んだもの。

3. 業務内容

- ・ FileMaker サーバ 4 台分の 75 クライアント同時接続、5 年間の利用ライセンス
- ・ 上記 4 サーバ分の 5 年間のテクニカルサポート

4. 特命随意契約の理由

当該ソフトウェアのメンテナンス契約がある場合に提供されるボリュームライセンス割引価格を適用するためには、該当ソフトウェアの開発元・販売元である当社と特命随意契約を行う以外の手段が存在しないことによるもの。

5. 契約金額の妥当性

ライセンス利用料については、公表されている定価（カタログ価格）と比較して、確認を行った。サポートサービスの価格については、カタログ価格と比較して同額であることを確認した。

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2018-2019 年度システム全体最適化におけるボランティアシステム改修の工程監理業務
(2) 契約金額	36,936,000 円
(3) 履行期間	2018/4/24～2019/6/28
(4) 契約相手名称	株式会社グローバル・パートナーズ・テクノロジー
(5) 担当部署	青年海外協力隊事務局

項目	概要
(1) 契約件名	新制度対応に伴うボランティアシステム改修業務
(2) 契約金額	53,784,000 円
(3) 履行期間	2018/12/18～2019/9/30
(4) 契約相手名称	日本電子計算株式会社
(5) 担当部署	青年海外協力隊事務局

《随意契約理由》

・「2018-2019 年度システム全体最適化におけるボランティアシステム改修の工程監理業務」

JICA 全体で実施した「業務主管システム最適化」による改修において、当初、同時に国際協力人材部が所管するシステムと統合することで進めており、工程監理及び技術支援のための調達を実施していたが、その入札が不調に終わった。それを契機に改修内容の再検討を行い、現行のボランティアシステムの改修により、業務主管システム最適化に対応することになったこと、締結済みだった工程監理及び技術支援のための契約が終了したことに伴い、必要最低限の工程監理に特化した契約を締結することとなった。

◎契約相手方のグローバル・パートナーズ・テクノロジーは当初想定した改修の入札不調後の体制立て直しのための技術支援にかかる契約を受注していた会社である。

◎よって、ボランティアシステム改修及び本契約の業務内容である工程監理業務を十分に熟知・精通している事業者である。

◎受注者が行う各種業務の工程監理を適切かつ着実に実施する必要があるが、ボランティアシステムの改修内容が入札不調による変更後、方向転換(継続使用したまま最適化に対応)することとなったが、本契約を開始する 2018 年 4 月は既に製造や単体テストの段階に入っており、また、2018 年 6 月には外部結合テストも開始されることから、本業務に遅延なく、また効率的に対応することが可能な事業者は他に想定されず、唯一グローバル・パートナーズ・テクノロジー社のみであると判断される。

◎よって、特命随意契約による契約締結を妥当と判断した。

・「新制度対応に伴うボランティアシステム改修業務」

ボランティア事業において、新しい制度の導入のためのシステム改修を行うこととなった。

◎契約相手方は、現行ボランティアシステムの運用保守業者であり、最適化対応の改修も行っている日本電子計算株式会社である。

◎新制度対応の改修と同時並行に JICA 全体の業務主管システムの最適化対応のための改修も行っており、最適化と制度対応について相互の改修の影響を鑑みた改修を実施する必要があった。

◎現行ボランティアシステムは 2008 年度の稼働から、既にかんがりの改修を重ねており、運用保守事業者以外の第三者にとってシステムの全容を把握するには複雑な仕様となっている。

◎2008 年度から稼働している現行ボランティアシステムは 2017 年 9 月 14 日のシステム委員会において中期計画期間中（2022 年 3 月まで）は使い続けることが確認されている。

◎以上のことから、日本電子計算株式会社以外の新規の事業者が一からシステムを理解し改修することは、コスト面・効率面を考えると現実的ではない。

2. 背景・経緯

ボランティア事業とは、国際協力の志を持った人材を開発途上国に派遣し、現地の人々とともに生活し、異なる文化・習慣に溶け込みながら、草の根レベルで途上国が抱える課題の解決に貢献する事業である。そして、青年海外協力隊事務局（以下、「事務局」という。）は当該事業において開発途上国からの要請（ニーズ）に基づき、それに見合った技術・知識・経験を有し、「開発途上国の人々のために活かしたい」と望む人材を募集し、選考、訓練を経て派遣する業務の企画・実施を担っている。2019 年度より、隊員の派遣は、派遣期間原則 2 年の長期隊員を年 3 回（1 次隊～3 次隊）、派遣期間 1 年未満の短期隊員を年 3 回派遣する。

ボランティアシステムは、事務局が、隊員の派遣手続きを主とし利用しているシステムで、このシステムは要請内容、派遣実績及び報告書の確認等の機能も有している。

「2018-2019 年度システム全体最適化におけるボランティアシステム改修の工程監理業務」契約については、JICA 全体で実施する「業務主管システム最適化方針」を受け、事務局が所管するボランティアシステムの改修を行い、同時に国際協力人材部が所管するシステムと統合すること（次期派遣システム）を進めていたが、入札不調を契機に再検討を行い、現行のボランティアシステムを改修することにより、業務主管システム最適化に対応することになった。当初、改修業務に係る工程監理を含む技術支援のための契約が 2017 年 9 月から 2018 年 3 月まで契約されていたが、それ以降

の調達については、入札不調を受けた対応方針（現行ボランティアシステムの改修）が既に確定し、設計・改修の段階に入っていること等を踏まえ、調達の対象とする業務を見直した結果、ボランティアシステム改修業務を円滑かつ的確に実施するために高度な専門知識が必要となる工程監理に絞って調達を実施することとなった。

また、この元となる「業務主管システム最適化方針」は、当該業務を実施する部署が、それぞれ担当する業務範囲で必要な機能を企画し、要件定義書の作成、開発・運用事業者の調達、開発監理、運用監理等を行う「業務主管」制により運用されてきた各種の「業務主管システム」を、全体の整合性を取りながら確実に更改する作業を推進し、業務主管システムを保有する部署が、2016年4月から、それぞれ要件定義事業者を備上し、JICA組織全体のシステム刷新としての整合・統一を図りつつ、最適化を図ることとなったものである。

「新制度対応に伴うボランティアシステム改修業務」契約については、事務局が所掌するボランティア事業における2017年秋の年次公開検証（行政事業レビュー）の指摘事項への対応として、従来の制度・各種手当を見直し、新しい制度を導入することになったことに伴いボランティアシステムを大規模改修する必要が生じたことによるものである。具体的な改修内容は、①新制度が適用される人材と旧制度が適用される人材の識別、②新制度に伴う各種手当の計算プログラムの改修であり、必要なタイミングにおいて遅滞なく経費支払手続きを行えるようにすることである。

3. 業務内容

「2018-2019年度システム全体最適化におけるボランティアシステム改修の工程監理業務」契約については、「業務主管システム最適化方針」を受け、業務主管システムを保有する部署がそれぞれ要件定義事業者を備上し、JICA組織全体のシステム刷新としての整合・統一を図りつつ、最適化を図ることとなったことに伴う工程監理業務として、下記の業務を行う調達を実施した。

- (1) プロジェクト管理・運営支援
- (2) 業務運用設計支援
- (3) 品質管理支援
- (4) イベント実施支援
- (5) テスト実施支援
- (6) 共通DB設計作業対応
- (7) 運用・保守事業者調達支援（業務仕様書（案）、評価項目一覧表（案）の作成）
- (8) その他調達支援

「新制度対応に伴うボランティアシステム改修業務」契約については、①新制度が適用される人材と旧制度が適用される人材の識別、②新制度に伴う各種手当の計算プログラムの改修を行うため、基本設計、詳細設計、製造、単体テスト、結合テスト、総合テストのほか、マニュアル作成や受入支援、トレーニングを行う調達を実施した。

4. 特命随意契約の理由

「2018-2019 年度システム全体最適化におけるボランティアシステム改修の工程監理業務」契約において、下記の理由により株式会社グローバル・パートナーズ・テクノロジー（以下「GPTech 社」という。）との特命随意契約は妥当であると判断した。

新システムの構築から、現行システムを全体最適化させる変更が生じたため、現行ボランティアシステムを他部の新システムに連携させる機能構築、共通サーバに移設する追加的対応における技術支援の体制構築が必要となり、『システム全体最適化におけるボランティア関連システムの開発に関する技術支援業務』契約の調達を実施し、入札（総合評価落札方式）にて、GPTech 社と契約を締結した。

その後、引き続き、全体最適化のための他システムとの調整、連携を遅滞なく行うための工程監理業務を担うコンサルタントが必要となったため、当該契約を締結することとなったが、既に改修への技術支援業務を行った GPTech 社は、ボランティアシステム改修内容に最も熟知・精通している事業者であり、既に製造や単体テストの段階に入っており、2018 年 6 月には外部結合テストも開始されることから、本業務に遅延なくまた効率的に対応することが可能な事業者は他に想定できなかった。

なお、GPTech 社は、国内事業部による「研修事業総合システム設計・開発」の要件定義及び工程監理業務を受注している。他の業務主管システム開発と同時並行的に実施する外部結合テスト、総合テスト、統合テスト、受入れテスト等の対応は、それぞれのテスト工程毎に遅延なく的確に実施することが求められるが、GPTech 社は、本業務のみならず、国内事業部の業務を通じて業務主管システム最適化の方針や共通サーバ・基盤の構築についても熟知していることから、かかる点を踏まえても、GPTech 社は最適な事業者と判断される。

「新制度対応に伴うボランティアシステム改修業務」契約については、下記の理由により日本電子計算株式会社（以下「JIP 社」という。）との特命随意契約は妥当であると判断した。

現行ボランティアシステムは既成の商品ではなく、2006 年に開発したオリジナルのシステムであり、2008 年の稼働から 10 年間、制度変更の度に改修を繰り返してきた。改修を繰り返した結果、現状、運用保守事業者以外の第 3 者にとってシステムの全容を把握するには複雑な仕様となっている。

加えて、現行ボランティアシステムは最適化対応に向けて改修中であり（2019 年 4 月 1 日より最適化済みのシステムで稼働開始）、この改修内容についても十分に配慮しながら、適切に新制度対応のための改修を行う必要がある。

上記を踏まえながら現行ボランティアシステムを改修できるのは、設計・開発からこれまでの改修を担い、かつ最適化対応を担っている JIP 社のみである。具体的なスケジュールとしては、2019 年 4 月 1 日稼働を目標とし、JICA 全体で基幹システムの最適化を実施することが同時並行で行われていたため、その影響を最小限とすべく、

2019年3月31日までは本改修業務のうち、開発計画、基本設計、詳細設計を行い、実改修が可能となる4月1日以降、製造、単体、結合テスト等を実施、新制度が適用される2019年度2次隊の派遣手続き開始までに（2019年9月）、完了させるというものとなる。

なお、最適化対応のために、ボランティアシステムを今中期計画期間中（2022年3月まで）は使い続けることが、2017年9月14日のシステム委員会において確認されている。現行ボランティアシステムの残り利用期間を考えるとJIP社以外の新規の事業者が一からシステムを理解し改修するには、コスト面・効率面を考えると現実的ではない。

5. 契約金額の妥当性

【システム全体最適化におけるボランティアシステム改修の工程監理業務】

過去10年程度の中で、当機構において本契約の業務と類似しているものとして、以下①、②の2つの業務と、人件費単価（人月）を比較したところ、いずれもより安価であることから、妥当な単価と判断される。また、工数については、依頼する工程監理業務内容や対象とするシステムの規模や、対象となるシステム設計・開発業者の能力によって異なるため、単純比較は困難であるが、比較的同じ業務内容である①の工数を比較したところ、システム規模を表す目安となる1画面あたりの工数についてはほぼ同じであり、妥当な工数と判断される。

（比較対象業務）

- ① ボランティア派遣システム（第二次開発分）設計・開発の工程監理業務
- ② 業務主管システム最適化プロジェクトのPMO支援業務

【新制度対応に伴うボランティアシステム改修業務】

現行ボランティアシステム運用・保守を最適化方針に対応すべく改善・機能追加を実施中の『業務主管システム最適化対応のためのボランティアシステム改修業務』契約（2017年12月4日契約）には基本設計、詳細設計、システム開発、テスト等本業務と同様の業務が含まれており、求められる業務の難易度も類似性が高いことから同じ単価を採用した。また、工数は別途実施した影響調査の結果に基づき算出されている。

以上

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	二番町センタービル 定期建物賃貸借契約
(2) 契約金額	11,170,310,569 円
(3) 履行期間	2019 年 8 月 1 日～2024 年 7 月 31 日
(4) 契約相手名称	三菱地所株式会社 (代理人:三菱地所プロパティマネジメント株式会社)
(5) 担当部署	管理部 資産管理課

《随意契約理由》

昨今のオフィス需要により、都心の空室率は、1990 年以降最低の水準にあり、JICA 本部として利用できる大規模フロアの物件は、ほぼ皆無の状況であるため。

2. 背景・経緯

- ・二番町センタービルの定期賃貸借は、2008 年 10 月の JJ 統合後、新 JICA の本部ビルとして 2009 年 8 月から契約開始。2014 年 8 月に第 1 回目の契約更新を行い、今回は 2 度目の契約更新となる。
- ・今般の契約更新に際しては、移転の可能性を考慮したが、移転に相応しい物件は、ほぼ皆無であった。

なお、移転の可能性検討に際しては、以下の点に留意した。

- ① JICA 本部の設置場所として、JICA の業務の性質上、外務省をはじめとする各省庁のほか、首相官邸と密に連携する必要があり、頻繁な往来や緊急時対応のため、JICA 本部も千代田区近辺に設置されることが望ましい。また、各国首脳や大使、国際機関の長等からの訪問も多々あり、対外的信用確保の観点から相応な物件が必要。
- ② 移転に際しては、移転費用のほか、現ビルの現状回復、移転先の新規工事等諸々な諸費用が発生することから、現行賃料より十分に安価であること。

3. 契約内容

JICA 本部（二番町センタービル 1 階～6 階）の定期建物賃貸借契約

4. 特命随意契約の理由

- ・昨今のオフィス需要により、都心の空室率は、1990 年以降最低の水準にあり、JICA 本部として利用できる大規模フロアの物件はほぼ皆無の状況であったことが、特命随意契約の理由。

・契約金額については、以下①のとおり、オフィス仲介業者大手の資料等を参考にすると、千代田区のオフィス貸付状況については、2013年10月（第2期契約交渉時）の平均賃料を100とした場合、2018年10月の平均賃料は128.07の水準にあり、オフィス賃貸市況からみて提示賃料は妥当な水準にあると判断した。

① 2018年10月時（今回契約交渉時）および2013年10月（前回交渉時）の千代田区の空室状況比較

年月	貸付面積(坪)	空室面積(坪)	空室率	平均賃料比較*2
2018年10月	2,233,526	48,994	2.19%*1	128.07
2013年10月	2,066,313	126,373	6.12%	100.00

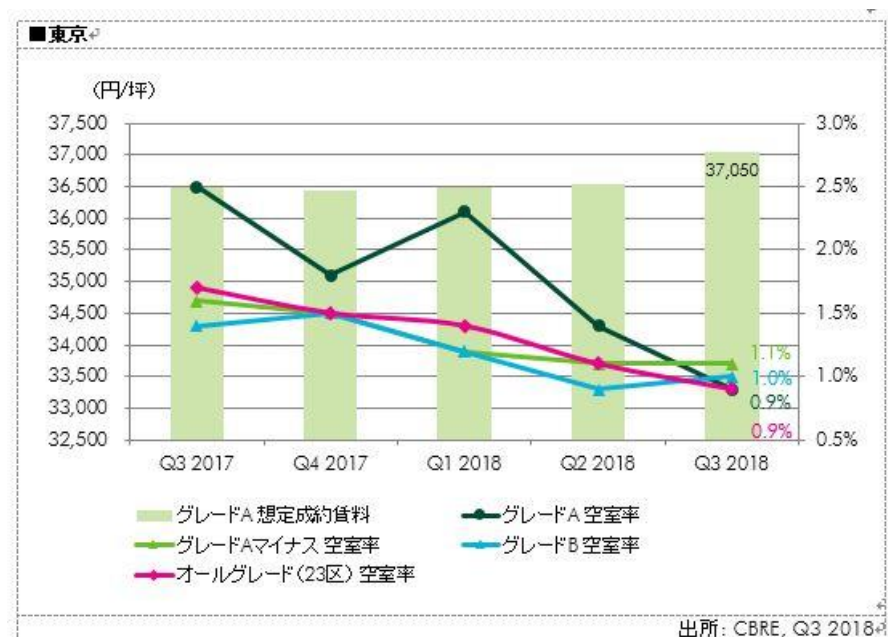
*1 2018年10月の空室率は、1990年以降でほぼ最低水準（空き物件がほとんどない状況）。ちなみに、2019年7月は1.44%とさらに低くなっている状況。

*2 平均賃料は、2013年10月時を100としたときの比較

出典：三鬼商事 HP (<https://www.e-miki.com/market/tokyo/>) から集計

② 東京主要5区のオフィス貸付状況

（千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区）



（グレード A： 築年数 11 年未満で貸室総面積 6,500 坪以上、延床面積 10,000 坪以上、基準階面積 500 坪以上を満たす物件）

出典：CBRE HP(<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000039.000027786.html>)

5. 契約金額の妥当性

オフィス賃貸を取り巻く市況などから確認している。

以上

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2018年度国別研修「インド高速鉄道公社幹部研修」
(2) 契約金額	10,937,082 円
(3) 履行期間	2018/10/31～2019/2/28
(4) 契約相手名称	日本コンサルタンツ株式会社
(5) 担当部署	南アジア部 / 東京センター

《随意契約理由》

- ◎ インド高速鉄道のベースとなる日本の新幹線に係る設計、建設及び運営の知見を有し、インド高速鉄道建設事業詳細設計調査（有償勘定技術支援）における状況、課題を理解した上で適切な研修を実施できる唯一の法人である日本コンサルタンツに委託する。
- ・ 本研修はインド高速鉄道の幹部を対象とし、日本の新幹線の理解を深めるためインド高速鉄道の要請を受け実施するもの。
- ・ 研修者は今後カウンターパートとしてインド高速鉄道建設事業詳細設計調査（有償勘定技術支援）等に深く関与することから、研修者による新幹線システムへの理解促進を図ることで、上記調査をはじめとする事業における更なる迅速な協議、意思決定が期待される。

2. 背景・経緯

- ・ 本研修は、2017年度に引き続き、インド高速鉄道事業の実施主体であるインド高速鉄道公社（NHSRCL）に新たに幹部職員が雇用されたことに伴い、NHSRCLより同職員向け研修の実施を要請されたもの。
- ・ 同職員は JICA にて実施中のインド高速鉄道建設事業詳細設計調査（有償勘定技術支援）業務等のカウンターパートであることから、同職員が本研修を通して日本の新幹線技術に対する理解を獲得することにより同事業に係る協議・決定がより円滑に行われることが目的である。

3. 業務内容

- ・ 研修プログラムの作成（上記目的に応じた研修内容の検討。受入先である鉄道事業者、メーカーとの調整等）
- ・ 研修教材の作成
- ・ 会場、交通等の手配
- ・ 研修者への技術的質問回答

- ・技術討論会の準備、実施
- ・精算業務（謝金支払い、交通費支払い精算等）
- ・研修報告書の作成

4. 特命随意契約の理由

- ・本研修は、インド高速鉄道のベースとなる日本の新幹線システムに基づいた仕様・設計及び運営に係る専門的に十分な理解が得られる構成とする必要がある。
- ・加えて、インド高速鉄道事業詳細設計調査（有償勘定技術支援）における課題等を把握し、もって事業の円滑化を図る研修プログラムを作成する必要がある。
- ・以上を踏まえ、上記調査を主契約者として受注し、土木、車両、電気等の各系統の使用・設計の検討を担当する日本コンサルタンツ株式会社に委託した。

5. 契約金額の妥当性

「研修委託契約における見積書作成マニュアル」に基づき算出されていることを確認している。

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバルリーダー育成プログラム委託講座に係る業務委託契約
(2) 契約金額	95,856,866 円
(3) 履行期間	2018/6/29～2022/3/31
(4) 契約相手名称	国立大学法人北海道大学
(5) 担当部署	人間開発部 / 国内事業部

《随意契約理由》

本プログラムの実施に必要な要件（※）を満たし、かつ要請内容（人獣共通感染症）に関する研修を提供し得る国内唯一の機関であるため。

※ア) 感染症対策におけるグローバルなリーダー育成に必要となる、感染症分野において日本を代表する国際的な優位性を持つ課程（プログラム）及びそのリソース・ノウハウを有していること、途上国における研究及び人材育成能力に対する客観的な実績評価を得ていること

イ) アフリカを中心とした感染症拠点ラボで長年の優れた協力実績を有するとともに、海外拠点を有し、アフリカを中心とした拠点感染症ラボとのネットワーク強化の基盤を有していること

ウ) 全世界的な健康危機管理体制強化に貢献する組織かつ感染症分野のグローバルな研究開発および人材育成等を担う組織として世界的権威より指定あるいは認知されていること

2. 背景・経緯

(プログラムの目的)

本プログラムは、日本が長年感染症対策強化を支援してきたアフリカの感染症拠点ラボの中核人材および中核政策人材を中心に、長期研修を通じて、感染症について幅広い知識と高度な実践的・応用的能力、グローバルな俯瞰力を備えることにより、ア) 感染症対策においてリーダーシップを発揮し研究と教育を推進できるグローバルなリーダーを養成し、イ) 拠点ラボのネットワークを強化し、もってウ) 各国の健康危機対応能力強化に貢献するのみならず、アフリカ全域をカバーする健康危機管理体制の強化、更には日本を含む全世界の健康危機管理体制の強化に貢献することを目的としている。

(プログラムの目的を満たす研修実施機関の要件)

上記のプログラムの目的を満たす研修実施機関の要件は以下のとおり。

- ア) 感染症対策におけるグローバルなリーダー育成に必要となる、感染症分野において日本を代表する国際的な優位性を持つ課程（プログラム）及びそのリソース・ノウハウを有していること、途上国における研究及び人材育成能力に対する客観的な実績評価を得ていること
- イ) アフリカを中心とした感染症拠点ラボで長年の優れた協力実績を有するとともに、海外拠点を有し、アフリカを中心とした拠点感染症ラボとのネットワーク強化の基盤を有していること
- ウ) 全世界的な健康危機管理体制強化に貢献する組織かつ感染症分野のグローバルな研究開発および人材育成等を担う組織として世界的権威より指定あるいは認知されていること

（研修機関の選定）

上記の要件を満たす研修機関は国内では北海道大学と長崎大学の二つしかなく、これら二つの大学を本プログラムの研修機関として選定したが、本プログラムの中の人獣共通感染症に関する研修を提供し得るのは北海道大学のみである。そのため、この分野の研修は北海道大学で実施することとした。

北海道大学への委託講座の設置については、同大学の既存の博士課程では人獣共通感染症対策のトップリーダーに必要な公衆衛生学的な知識や指導者としての能力や先端研究実践能力、さらには、予防・診断・治療対策を立案・実施する高度な能力の向上には必ずしも対応していないため、博士課程を保持するレベルの途上国の中核人材で将来トップリーダーとなり得る層に対してそうした能力を涵養する既存のプログラムを提供する必要がある、委託講座を設置したものである。

3. 業務内容

- 1) 博士課程を保持するレベルの人獣共通感染症対策に係る中核人材を対象とした「人獣共通感染症対策グローバルエキスパート養成プログラム」の開講。（対象：3名/年間）
- 2) 博士課程における「日本の疫学史」、「日本の防疫史」ならびに「世界の感染症対策における日本の貢献」に係る講座の充実化。（対象：5名/年間）
※本講座は、既存博士課程（北海道大学国際感染症学院感染症学専攻）の一部である。

4. 特命随意契約の理由

上記2の研修実施機関の選定経緯のとおり、本プログラムの目的を満たすためには研修実施機関としての要件が先ずあり、これに合致する機関で、かつ人獣共通感染症分野に関する研修を提供できる国内唯一の機関として、北海道大学が特定された。

なお、研修実施機関の要件に照らした選定理由（北海道大学に関する内容は下線部

のとおり)の詳細は以下のとおり。

長崎大学と北海道大学は、以下のとおり、上記(2)の3つの要件を全て満たす唯一の大学であり、他にはない。

ア)文部科学省はグローバルに活躍するリーダーを育成する目的のもと、世界に通用する質の保証された学位プログラムを構築・展開する大学院形成を推進するため「博士課程グローバルリーディングプログラム」事業を実施している。同事業において、世界的に独自の優れた資源を活かした当該大学で最も国際的優位性のある学位プログラムの構築を目的とした「オンリーワン型」の感染症分野のプログラムとして、北海道大学(2011年「One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム」)と長崎大学(2012年「熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム」)が採択されている。感染症分野で採択されているのはこれら2大学のみであり、感染症分野で国際的な優位性を持つ2.

(5)のようなプログラム及びリソース・ノウハウを有していると判断できる。また、両大学ともにJICAと国立研究開発法人日本医療研究開発機構が協力して行う感染症分野の「地球規模課題対応国際科学技術協力」(SATREPS)において、途上国での共同研究及び人材育成案件の研究代表機関として選定され、当該選定案件の終了時評価において「A」以上の評価を得ており、途上国における研究及び人材育成能力に対する外部有識者の客観的な実績評価を得ている。

イ)長崎大学はケニアとベトナム、北海道大学はザンビアで40年の協力実績があり、これらの国に研究拠点を有し、アフリカを中心とした拠点感染症ラボとのネットワーク強化の基盤を有している。更に、上述のとおり両大学ともに感染症分野のSATREPS案件において、「A」以上の評価を得ており、優れた協力実績を有している。

ウ)WHOは全世界な公衆衛生ラボネットワークおよび危険な新興感染症の病原体を検査するためのラボネットワークを整備し、また、感染症分野の特定領域におけるグローバルな優位性を考慮してWHOおよびWHO加盟国に対し当該領域に係る専門性や知見、人材育成を含む協力を提供し得る拠点を研究協力センターとして指定しており、中立的立場からグローバルかつ網羅的に健康危機管理体制強化を担う唯一の世界的権威である。感染症分野において国内でWHOの研究協力センターに指定されている大学は、長崎大学(WHO Collaborating Centre for Reference and Research on Tropical and Emerging Virus Diseases)と北海道大学(WHO Collaborating Centre for Zoonosis Control)のみのみであり、他にはない。

5. 契約金額の妥当性

業務に必要な人件費の単価は、北海道大学の規定による。

研修委託契約における参加意思確認公募の適用基準について

1 背景

機構においては、参加意思確認公募は、「参加意思を確認するための公募手続きについて（通知）」（2016年2月18日通知（PR）第2-18005号）に基づき、手続きを行わなければならない。同通知には、参加意思確認公募を適用できる契約の範囲も定められており、一定の基準を満たした場合の【研修委託契約】が代表的な契約として規定されている。

【研修委託契約】を参加意思確認公募とする際の基準は、「競争性のない随意契約に係るガイドライン（執務参考資料）」の中で参考基準として示されており、現状、次の6つのいずれかの基準を満たせばよいとされている。

（参考基準）

	適用事由	具体例、留意点
参加意思確認公募	案件形成の経緯等から事実上業務の履行が特定のものに限定されるもの。	① 当該研修コースの企画段階から協力関係にある人物や組織が存在し、当該人物や組織に研修実施に必要な知見等が集約されているほぼ唯一の機関である。 ② 研修対象分野に関し、国際的な環境下でリーダーシップを発揮した実績があり、国際的な環境下での研修実績が多数あるほぼ唯一の機関である。 ③ 地方自治体所管の公益機関等で、過去連続して対象分野の研修事業の受注実績があることから、研修事業を通じた人材育成の知見等が集約されているほぼ唯一の機関である。
	所管地域において業務の履行が可能なものが特定されるものの、唯一の機関であるとは説明しきれないもの。	④ 所管地域において、研修対象分野の知見や経験を持つ、ほぼ唯一の機関である。 ⑤ 所管地域において、学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、産学官公民から多様な講師を招請できるほぼ唯一の機関である。 ⑥ 所管地域において、過去連続して対象分野の研修事業の受注実績があり、研修事業を通じた人材育成の知見等が集約されているほぼ唯一の機関である。

2 見直しの経緯

2018年度第3回契約監視委員会において、個別点検が行われた参加意思確認公募による研修委託契約（7案件20契約）のうちの1案件1契約「2017-2019年度モロッコ国投資・ビジネス環境改善に係る能力強化研修」について、契約相手方が参加意思確認公募の特定者となった根拠が明確にならず、第4回委員会において再点検することとなった。しかしながら、調達部において精査した結果、同契約相手方を特定者と判断した参考基準自体に曖昧さがあることが判明した。このため、2018年度第4回委員会においては、上記参考基準の見

直しを調達部が行うことを報告し、個別点検に代えた経緯がある。

3 見直し結果

研修委託契約の契約相手方を選定する場合であっても、一般競争（総合評価落札方式）や企画競争に付す場合には、資格要件として『地域』を限定することは通常あり得ない。そのため、契約相手方の要件を「所管地域」に限定していた基準（④⑤⑥）はすべて廃止する。また、公益機関や受注実績の多寡を理由とする基準（③）も必ずしも競争性を排除し得ないため廃止する。

そのうえで、研修受託者としての特定者に求める要件を「案件形成の経緯」（①）及び「研修分野に関する知見の蓄積」（②）という2つ限定して明確化するとともに、市場を通じたサービス等の調達が困難であるものを、新たな判断基準として追加する。

以上を反映させた見直し案は次のとおり。

（参考基準）

	適用事由	具体例、留意点
参加 意思 確認 公募	案件形成の経緯から、事実上業務の履行が特定のものに限定されるもの。	当該研修コースの企画段階から協力関係にある人物や組織が存在し、当該人物や組織に研修実施に必要な知見等が集約されているほぼ唯一の機関である。
	研修分野に関する知見の蓄積から、事実上業務の履行が特定のものに限定されるもの。	研修対象分野に関し、国際的な環境下でリーダーシップを発揮した実績があり、国際的な環境下での研修実績が多数あるほぼ唯一の機関である、又は学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、産学官公民から多様な講師を招請できるほぼ唯一の機関である。
	求めるサービス等を、市場を通して調達することが困難なもの。	業務内容等が特殊であるため、同種のサービスを市場から調達することが困難であると判断される場合。

4 今後の対応

本件見直しは、第2回契約監視委員会における審議を経て、本年度中の予定で「競争性のない随意契約に係るガイドライン（執務参考資料）」を改正し、引き続き機構内に周知徹底を図るものとする。

以上

(参 考)

2016年2月18日
通知(PR)第2-18005号

参加意思を確認するための公募手続きについて (通知)

調達部長

契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第10条の規定に基づき、会計規程(平成18年規程(経)第3号)第23条第1号に定める随意契約の方法による調達手続きの透明性、競争性を確保するため、該当の業務を唯一履行できると特定した者(以下「特定者」という。)以外の参加者の有無を確認するための公募手続きを定めたので、通知します。

なお、本通知は2016年4月1日から施行することとし、本通知の施行をもって「参加意思を確認するための公募手続きについて(通知)」(2015年1月26日第11-27004号)は、廃止します。

1 参加意思を確認するための公募の定義

参加意思を確認するための公募(以下「参加意思確認公募」という。)とは、特定者との随意契約を想定する業務のうち、契約の競争性及び透明性を高めるために、特定者以外に当該業務を実施可能で、参加の意思がある者の有無を公募手続きによって確認することを言う。

なお、参加意思確認公募は、競争性のある随意契約に分類する。

2 適用範囲

参加意思確認公募は、特定者との随意契約を行うもののうち、業務内容を特に秘密にする必要がなく参加意思確認公募をしても差し支えないもので、以下に該当する場合に適用する。

- (1) 機構が技術協力事業実施要綱(平成16年規程(企)第7号)第15条第1項に基づき、日本国内において技術研修員に対する研修に必要な業務の実施を外部の団体に委託する場合において、契約担当役が参加意思確認公募によるべきと判断した場合でかつ、「研修委託契約に係る業務人件費及び業務管理費の積算基準について(通知)」に基づき予定価格を算出する場合
- (2) 次の事由に基づき、本部契約担当役が参加意思確認公募によるべきと判断した場合
 - (ア) 調達部が合議を受ける競争性のない随意契約のうち、契約相手方の唯一性を確認する必要がある場合
 - (イ) 求められる専門性や過去の実績等から業務を実施可能な契約相手方が実質的に特定され、競争が成立しないことが想定される場合

3 実施方法

参加意思確認公募は、機構のウェブサイト上において次の第1号から第5号に掲げる事項を公示し、特定者以外の者から参加意思確認書の提出を求めることにより行う。公示は、原則として応募期日の前日から起算して原則2週間以上前に行うものとする。

公示に際しては、特定者に対して予め公示の実施及びその内容について説明し、了解を得るものとする。

- (1) 業務の目的及び内容
- (2) 業務の実施に必要とされる技術・経験・実績・体制等、その他の資格条件等
- (3) 特定者の名称
- (4) 第2号に掲げる要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者との随意契約手続きを行うこと
- (5) 第2号に掲げる要件を満たす参加意思を持つ者の応募がある場合は、特定者と当該応募者に対して指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行うこと

4 参加意思確認公募後の手続き

- (1) 参加意思確認書が提出された場合、審査を行い、審査結果を通知する。
- (2) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者との随意契約手続きを行う。
- (3) 審査の結果、応募要件を満たす応募者が認められる場合は、特定者と当該応募者に対して指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行う。

5 応募要件を満たさなかった者に対する理由説明

- (1) 応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められた場合、契約担当役は書面により回答する。

6 本通知の適用及び経過措置

- (1) 本通知は施行日以降に調達実施方針を起案する案件に対して適用する。
- (2) 第2項第1号に該当する契約で、2014年度に参加意思確認公募を通じて、参加の意思があるものの有無を確認するものは、「参加意思を確認するための公募手続き実施要領」（2010年7月30日 執務要領(PR)第7-310015号）に基づき手続きを行うことができる。

以上

研修委託契約における参加意思確認公募の適用基準について

< 補足説明資料 >

所管地域という概念が参加意思確認公募に関しては全く適用されなくなるのか、そうではなく所管地域という概念を前提として改訂後の参考基準を適用することになるのか。

競争性のない随意契約については、もともと所管地域による受注者の縛りが無い、あるいは縛りがあるのか。所管地域という概念が、競争性のない随意契約にも適用されるのか否か。

所管地域を限定した基準は、競合他者への公平性確保と新たなパートナー発掘のために撤廃すべきですが、すべて廃止となると、全国に散在する国内拠点の本来の JICA 事業展開の方向性も、否定することにならないか。

参加意思確認公募も、競争性のない随意契約も、制度自体に所管地域という概念を前提もしくは適用するものではありません。ただし、いずれの選定方式を行う場合であっても、契約する業務内容が、各国内拠点が所管する地域の特性を必要とするか否かによって、所管地域という考え方を基準概念として加味する事案はあり得ます。

その意味で、所管地域限定という概念を参加意思確認公募の適用基準として無条件に採用することは改めますが、一切廃止するというものではありません。

例えば、大洋州の島嶼国のような地理的特性をもつ国々への技術協力研修については、同様の地理的特性をもつ沖縄県の団体に自ずから優位性が認められるような場合です。もしくは、技術協力研修を北海道や沖縄県で実施することを地域振興政策の一環として奨励するような事例も、所管地域という考え方が基準概念として加わってくるものと考えられます。

なお、四国センターが鳴門教育大学と契約している案件は、国内機関が一定数の研修員受入を担当しなければならないとする JICA の地域配分の考え方が所管地域の考え方と重なるところがありますが、それに加えて、案件の初期段階から同大学の協力を得て研修事業を企画・形成しているという側面もあり、特命随意契約としているものです。

実績値として何%の参加意思確認公募に応募者が現れており、その内、当初予定した者ではなく参加意思確認公募に応募した者が受注に至った事例が何件ほど存在するのか。

2018 年度において参加意思確認公募を実施した契約数は 138 件、うち 1 件の参加意思確認公募において応募者が 1 者現れました（138 分の 1 で、0.7%に相当）。しかしながら、同 1 者は最終的に応募辞退となったため、結局は当初予定した者が受注しています。それ以外に、応募者が現れた事例はありません。

参加意思確認公募という制度があることを広く世間に知っておいてもらう必要があると思うが、そのための周知方法はどのようになっているのか。あるいは、既に広く知れ渡っているのか。

参加意思確認公募は、国土交通省等、国が制度化した選定方式を JICA もそれに倣って採用したものであるため、基本的には広く知れ渡っているものと認識しています。また、公募の際の公告においても「参加意思確認公募」であることを明示し、特定者との契約意思を表明したうえで、さらに関心のある者を広く募るものであることを説明しております。

「企画段階から協力関係にある人物や組織」は、そもそもどのように選定されるのか。仮に競争性のない方法で選定されているとすると、「企画段階からの協力者は研修委託先となる可能性が高いため、それを見越して協力者として選定した」という穿った見方もできる。

この基準が適用される事案では、「企画段階から協力関係にある人物や組織」に一定の唯一性や優位性があるものと理解しています。

例えば、特殊な技術または専門分野であるために、当該技術または専門分野を研修員に指導できる人物や組織が限定されているなどの場合で、具体的には、インドに高速鉄道を整備する案件の本邦研修では、我が国の新幹線の技術をインド側に指導できる組織が自ずから限定されてしまいます。

また、特定の大学や研究機関等が、他の大学や研究機関等では行っていないユニークな研究もしくは活動を日本国内で展開していて、その成果を途上国にも普及させて行きたいと考え、JICA とともに研修事業を企画・形成する場合や、そうしたユニークな活動をしている組織に JICA 側からアプローチして研修事業を企画・形成する場合があります。具体的には、我が国の砂防・防災技術では一般財団法人砂防・地すべり技術センターが長年の蓄積を有している、日本の公害対策の歴史や経験を伝えていくためには「水俣」に関連した活動に携わる組織に一定の優位性がある、あるいは地場産業振興のための国内活動が途上国の同様の課題に有効に活用できるなどの場合で、JICA と協同して研修事業を企画・形成した際は、当該研修の実施に先立ち、参加意思確認公募で契約相手方の唯一性を最終的に確認することになります。

以上